

少子化対策特別部会（第17回）

平成20年11月11日（火）

17:00～19:00

厚生労働省 省議室（9階）

議 事 次 第

○ 議 事

次世代育成支援のための新たな制度体系の設計について

1. 放課後児童クラブについて
2. 地域の保育機能の維持向上について
3. 情報公表・第三者評価等について
4. これまでの議論の項目と保育サービス全体について

[配付資料]

- 資料1 少子化対策特別部会委員名簿
- 資料2 放課後児童クラブについて（第16回少子化対策特別部会 資料1）
- 資料3 地域の保育機能の維持向上について
- 資料4 情報公表・第三者評価等について
- 資料5 これまでの議論の項目と保育サービス全体について
- 参考資料1 「生活対策」における出産・子育て支援の拡充について
- 参考資料2 社会保障国民会議関係資料
- 参考資料3 杉山委員提出資料
- 参考資料4 山縣委員提出資料
- 参考資料5 遠山参考人（第16回少子化対策特別部会参考人）提出資料
- 参考資料6 委員からお求めのあった資料

社会保障審議会少子化対策特別部会委員名簿

氏名	所属・役割
○ 岩 渕 勝 好	東北福祉大学教授
岩 村 正 彦	東京大学大学院法学政治学研究科教授
内 海 裕 美	吉村小児科院長
大 石 亜希子	千葉大学法経学部准教授
◎ 大日向 雅 美	恵泉女学園大学大学院教授
清 原 慶 子	三鷹市長
駒 村 康 平	慶應義塾大学経済学部教授
佐 藤 博 樹	東京大学社会科学研究所教授
篠 原 淳 子	日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局局长
庄 司 洋 子	立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授
杉 山 千 佳	有限会社セレーノ代表取締役
野 呂 昭 彦	三重県知事
福 島 伸 一	日本経済団体連合会少子化対策委員会企画部会長
宮 島 香 澄	日本テレビ報道局解説委員
山 縣 文 治	大阪市立大学生活科学部教授
山 本 文 男	福岡県添田町長
吉 田 正 幸	有限会社遊育代表取締役

(注) ◎は部会長、○は部会長代理

(五十音順 敬称略)

第17回社会保障審議会 少子化対策特別部会	資料2
平成20年11月11日	

放課後児童クラブについて

(※第16回少子化対策特別部会 資料1)

「基本的考え方」を踏まえた具体化が必要な検討事項

包括性・体系性、普遍性、連続性の実現	<p>《保育サービスの提供の新しい仕組み (公的性格や特性も踏まえた新しい保育メカニズム)》</p> <ul style="list-style-type: none">・ 保育サービスの必要性の判断基準 (「保育に欠ける」要件の見直し)・ 契約などの利用方式のあり方・ 市町村等の適切な関与の仕組み (保育の必要度が高い子どもの利用確保等)・ 情報公表や第三者評価の仕組み・ 地域の保育機能の維持向上 <p>(※ 就学前保育・教育施策のあり方全般に関する検討 → 新たな検討の場)</p>	多様な提供主体の参入に際しての透明性・客観性	<p>質の高いサービスによる子どもの最善の利益の保障</p> <p>《保育サービスの「質」の維持・向上》</p> <ul style="list-style-type: none">・ 保育の役割拡大に応じた検討・ 認可保育所を基本としつつ認可外も含めた全体の質の向上	社会全体での重層的負担・「目的・受益」と連動した費用負担
	<p>《放課後児童対策の仕組み》</p> <p>《すべての子育て家庭に対する支援の仕組み》</p> <p>妊婦健診、一時預かり、地域子育て支援拠点事業、全戸訪問事業等の</p> <ul style="list-style-type: none">・ 量的拡充・ 質の維持・向上・ 財源のあり方		<p>質の向上に向けた取組の促進方策</p>	

特別な支援を必要とする子供や家庭に対する配慮を包含
働き方の見直しの必要性

1. 放課後児童クラブについて

【事業の内容】

- 共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る。
- 放課後児童クラブは、平成9年の児童福祉法改正により事業が法定化され、当該事業の実施については、市町村の努力義務として規定されている。

〔児童福祉法(昭和22年法律第164号)〕

第六条の二 (略)

② この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

③ (略)

第21条の10 市町村は、児童の健全な育成に資するため、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、第六条の二第二項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

対象児童

- 保護者が労働等により昼間家にいない小学1～3年の就学児童
- その他、健全育成上指導を要する児童(特別支援学校の児童、小学校4年生以上の児童)

実施場所

小学校の余裕教室、小学校敷地内の専用施設、児童館・児童センター、公民館などの公的施設、民家・アパート、保育所、幼稚園、団地集会所、その他専用施設など

運営主体

市区町村、社会福祉法人、NPO法人、保護者会、保護者や地域住民等により構成される運営委員会、任意団体など

職員体制

- 放課後児童指導員を配置
- 放課後児童指導員は、児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。

放課後児童クラブの1日(平日の例)

13:30~14:00頃

利用児童の来所：(下級生から順次来所)

- 出欠の確認、連絡帳の提出
- 宿題、遊び、休息など、それぞれの日課や体調等に合わせて過ごす

16:00頃

おやつ時間



- 準備、後片付けの実施
- 子どもと一緒に手作りのおやつを作るクラブもあり
- その後、集団遊び、レクリエーション等

17:45頃

掃除の時間



18:00頃

集団等により帰宅

【現状】(平成20年5月現在)

- クラブ数 17,583か所(全国の小学校区約22,000校のおよそ8割程度)
 ⇒平成19年度に「放課後子どもプラン」を創設し、原則としてすべての小学校区での実施をめざす
- 登録児童数 794,922人(全国の小学校1～3年生約353万人の2割程度)
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 13,096人[利用できなかった児童がいるクラブ数 2,289か所]

【事業に対する国の助成[児童手当勘定(特別会計)から事業実施市町村への補助]】

○平成20年度予算額 186.9億円(28.4億円増)

○運営費

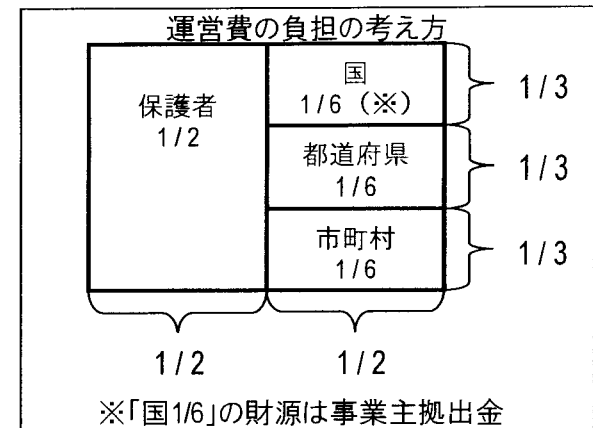
- ・概ね1/2を保護者負担で賄うことを想定。
- ・残りの1/2分について、児童数が10人以上で、
原則、長期休暇(8時間以上開所)を含む年間250日以上開設するクラブに補助。
- ・児童数36～70人の場合、基準額:240.8万円

※ 6時間以上開所しているクラブが、18時以降開所延長する場合に長時間開所に係る加算あり

○整備費

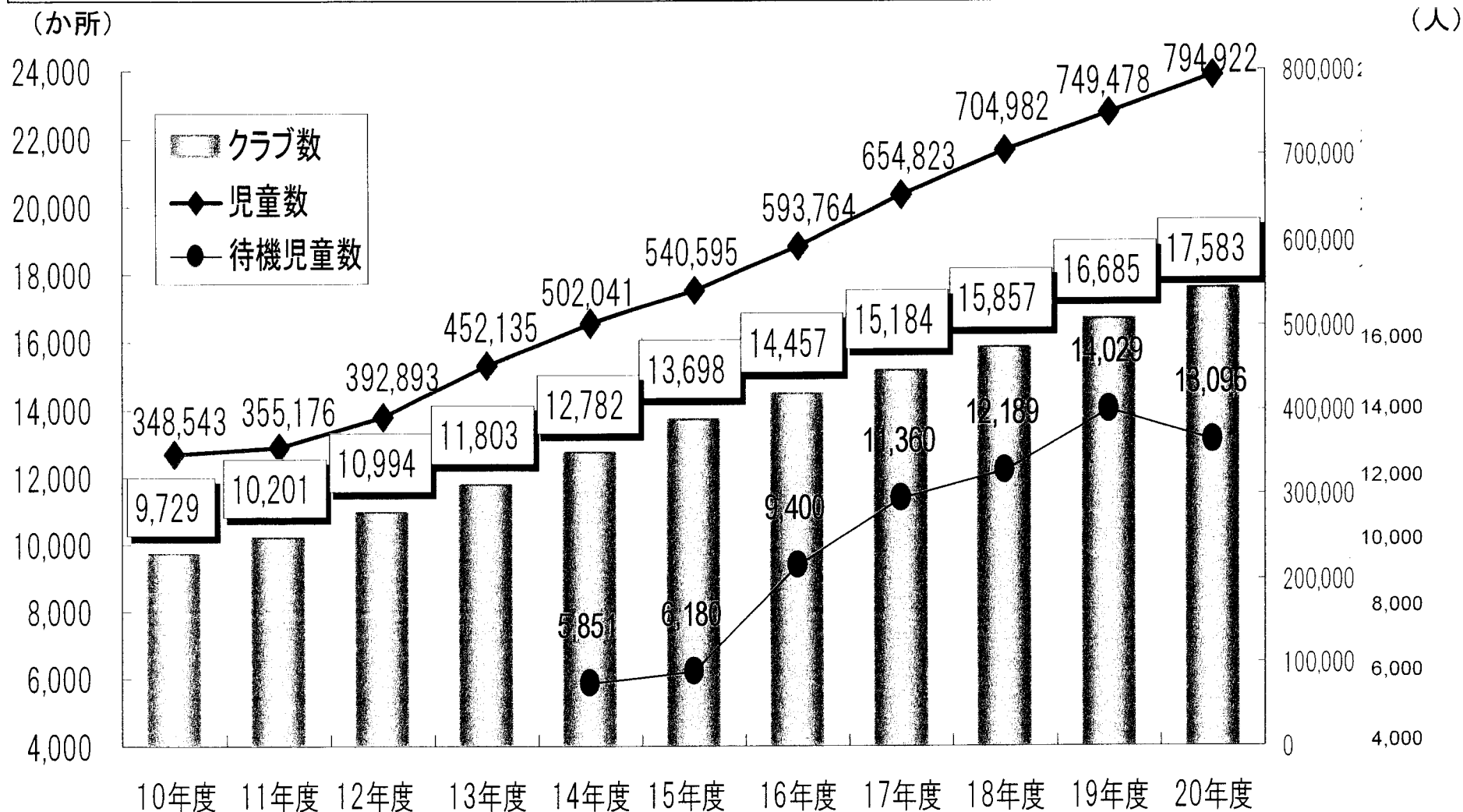
- ・新たに施設を創設する場合(基準額:1,250万円)のほか、学校の余裕教室等を改修する場合(基準額:700万円)、備品購入のみの場合(基準額:100万円)も助成

※運営費又は整備費(創設費を除く)は、国、都道府県、市町村が3分の1ずつ、整備費(創設費)は、国、都道府県、市町村又は設置者(社会福祉法人等)が3分の1ずつ負担



2. 放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移

○ 平成20年では、クラブ数は17,583か所、登録児童数は79万4,922人となっており、平成10年と比較すると、クラブ数は約8,000か所、児童数は約45万人の増となっている。また、クラブを利用できなかった児童数(待機児童数)は対前年933人減の1万3,096人となった。



※各年5月1日現在(育成環境課調)

3. 「新待機児童ゼロ作戦」について(概要)

趣旨

働きながら子育てをしたいと願う国民が、その両立の難しさから、仕事を辞める、あるいは出産を断念するといったことのないよう、

○ 働き方の見直しによる
仕事と生活の調和の実現

○ 「新たな次世代育成
支援の枠組み」の構築

の二つの取組を「車の両輪」として進めていく。



希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を目指して

保育施策を質・量ともに充実・強化するための「新待機児童ゼロ作戦」を展開

目標・具体的施策

希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにする。特に、今後3年間で集中重点期間とし、取組を進める。



<10年後の目標>

- ・保育サービス(3歳未満児)の提供割合
20% → 38% (※)
【利用児童数100万人増(0~5歳)】
- ・放課後児童クラブ(小学1年~3年)の提供割合 19% → 60% (※)
【登録児童数145万人増】

⇒ この目標実現のためには
一定規模の財政投入が必要

税制改革の動向を踏まえつつ、
「新たな次世代育成支援の枠組み」
の構築について速やかに検討。

(※)「仕事と生活の調和推進のための行動指針(平成19年12月)」における仕事と生活の調和した社会の実現に向けた各主体の取組を推進するための社会全体の目標について、取組が進んだ場合に10年後(2017年)に達成される水準

集中重点期間の対応

当面、以下の取組を進めるとともに、集中重点期間における取組を推進するため、待機児童の多い地域に対する重点的な支援や認定こども園に対する支援などについて夏頃を目途に検討

- ・ ○保育サービスの量的拡充と提供手段の多様化〔児童福祉法の改正〕
- ・ 保育所に加え、家庭的保育(保育ママ)、認定こども園、幼稚園の預かり保育、事業所内保育施設の充実
- ・ ○小学校就学後まで施策対象を拡大
- ・ 小学校就学後も引き続き放課後等の生活の場を確保
- ・ ○地域における保育サービス等の計画的整備〔次世代育成支援対策推進法の改正〕
- ・ 女性の就業率の高まりに応じて必要となるサービスの中長期的な需要を勘案し、その絶対量を計画的に拡大
- ・ ○子どもの健やかな育成等のため、サービスの質を確保

4. 社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～（概要）（抜粋）

「将来に希望を持って安心して働き、安心して子どもを生き育てられること」、「病気になっても安心して医療を受けられること」、「いくつになっても安心して働き、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせること」。これらは誰もが求める「安心」です。

国家や社会に対する信頼の源は「安心」にあります。今日、わが国の社会保障の現状に対して国民が抱く不安や不満に鑑みると、直ちにこれらの「安心」につながる国民の目線に立ったきめ細かな方策を検討し、この1～2年の間に着実に実行に移していくことが必要です。

「この国に生まれてよかった」と思える国づくりを進めるため、今求められている次の5つの課題について、緊急に講ずべき対策とこれを実施していく工程について検討を行い、「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」をとりまとめました。

1 高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会

2 健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会

3 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会

4 派遣やパートなどで働く者が将来に希望を持てる社会

5 厚生労働行政に対する信頼の回復

3 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会

国民の結婚・出産・子育てについての希望と現実の乖離を解消し、未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会を実現するために、保育サービス等の子どもと家族を支える社会的基盤を整備するとともに、子育て中の多様な働き方などを実現するための「仕事と生活の調和」の実現を推進する。

①保育サービス等の子育てを支える社会的基盤の整備等（※）集中重点期間（平成20～22年度）の目標

1 保育サービス：顕在化している待機児童数の解消を目指し、待機児童が多い地域を中心に、認定こども園、保育所、家庭的保育など多様な保育サービスにより、3歳未満児の利用児童数の増員のための緊急整備を行い、その結果保育サービスの提供を受ける3歳未満児の割合を26%（※10年間で20%→38%）に引き上げる。

2 放課後児童クラブについても、サービスの提供を受ける児童の割合を32%（※10年間で19%→60%）とすることを目指し、放課後児童クラブの緊急整備を行う。

※ これらの目標の実現のためには、一定規模の財政投入が必要（そのために必要な負担を次世代に先送りすることのないよう、必要な財源はその時点で手当）

5. 放課後児童クラブに係る補助要件について

1. 実施主体

市町村(特別区を含む。)、社会福祉法人その他の者

2. 対象児童

- ・ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年の就学児童
- ・ その他健全育成上指導を要する児童(特別支援学校の小学部及び小学校4年生以上)

3. 職員体制

放課後児童指導員を配置すること。

4. 開所日・開所時間

- ・ 年間250日以上開所すること。(ただし、平成21年度までは、特例として200日以上でも国庫補助対象)
- ・ 開所時間については、1日平均3時間以上とすること。ただし、長期休暇期間などについては、原則として1日8時間以上開所。

5. 施設・設備

- ・ 活動に要する遊具、図書及び児童の所持品を収納するためのロッカーの他、生活の場として必要なカーペット、畳等を備えること。
- ・ 同じ建物内で、すべての子どもを対象とした活動拠点(居場所)の提供を併せて行う場合には、放課後児童のために間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。

6. 事業の内容

- (1)放課後児童の健康管理、情緒の安定の確保
- (2)出欠確認をはじめとする放課後児童の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確保
- (3)放課後児童の活動状況の把握
- (4)遊びの活動への意欲と態度の形成
- (5)遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
- (6)連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
- (7)家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- (8)その他放課後児童の健全育成上必要な活動

6. 放課後児童クラブガイドラインについて

趣旨・目的

- 子育てと仕事の両立支援に対するニーズの増大を背景に、放課後児童クラブ数が年々増加していることから、クラブを生活の場としている子どもの健全育成を図ることを目的として、補助金の交付・不交付を問わず、クラブとして望ましい運営内容を目指すためのガイドラインを国において初めて策定。
- 本ガイドラインを参考に、各クラブにおいて定期的に自己点検を行うなどにより資質の向上を図る。

ガイドラインの概要

「放課後児童クラブガイドラインについて」(平成19年10月19日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

1. 対象児童

- ・ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年の就学児童。
- ・ その他健全育成上指導を要する児童(特別支援学校の小学部及び小学校4年生以上)

2. 規模

- ・ 集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。
- ・ 1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること。

3. 開所日・開所時間

- ・ 子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮。
- ・ 土曜日、長期休業期間等は、保護者の就労実態等を踏まえて8時間以上開所。
- ・ 新1年生については、保育所との連続を考慮し4月1日より受け入れること。

4. 施設・設備

- ・ 専用の部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースを設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。
- ・ 子どもが生活するスペースについては児童1人当たり1.65㎡以上が望ましい。なお、体調が悪い時等に休息できる静養スペースを確保すること。
- ・ 施設・設備は衛生及び安全が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備えること。

5. 職員体制

- ・ 放課後児童指導員を配置すること。
- ・ 放課後児童指導員は、児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。

6. 放課後児童指導員の役割

- ・ 子どもの人権の尊重、個人差への配慮、体罰等の禁止、プライバシー保護等に留意のうえ、次の活動を行うこと。
 - ① 子どもの健康管理、出席確認等の安全確保、情緒の安定を図る。
 - ② 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培う。
 - ③ 子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。
 - ④ 基本的生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせる。
 - ⑤ 活動内容について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行う。
 - ⑥ 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応。
 - ⑦ その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行う。

○その他

7. 保護者への支援・連携
 - ・ 保護者自身が互いに協力して子育ての責任を果たせるよう支援。
8. 学校との連携
 - ・ 学校、放課後子ども教室との連携を図る。
9. 関係機関・地域との連携
10. 安全対策
11. 特に配慮を必要とする児童への対応
12. 事業内容等の向上について
 - ・ クラブは、事業内容について定期的に自己点検、自ら事業内容向上に努める。
13. 利用者への情報提供等
14. 要望・苦情への対応

7. 放課後児童クラブの実施状況①

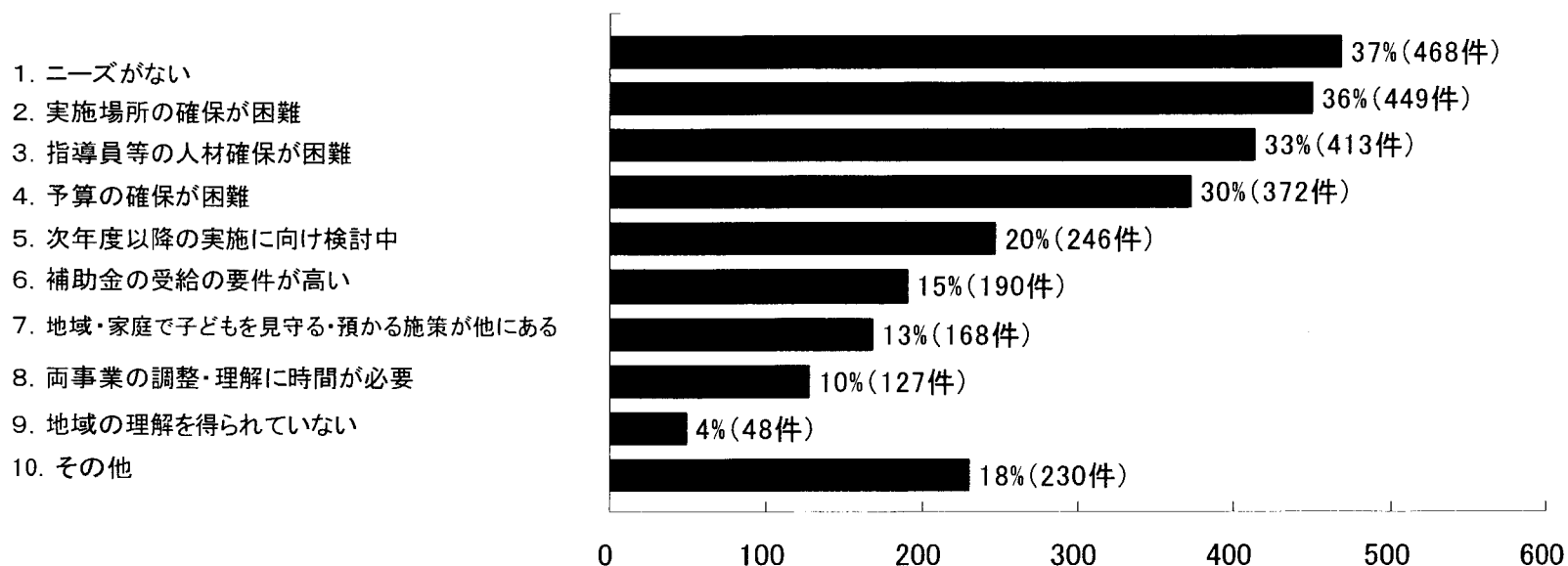
(1) 放課後児童クラブに係る小学校区別実施状況

31.5%の小学校区において放課後児童クラブが未実施となっている。

	小学校で実施	小学校外で実施	未実施
小学校区数 (割合)	7,766小学校区 (35.5%)	7,227小学校区 (33.0%)	6,881小学校区 (31.5%)

(2) 放課後児童クラブを実施していない理由

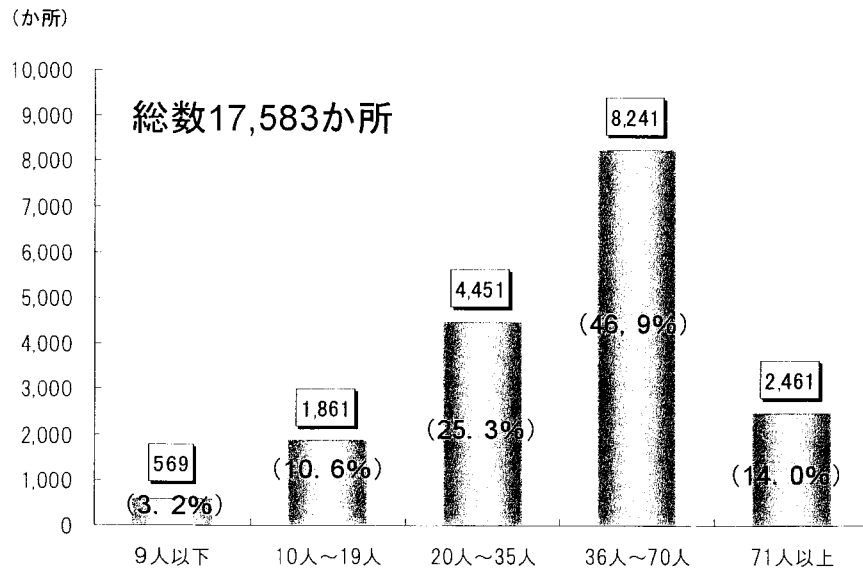
放課後児童クラブを実施していない小学校区における未実施の理由については、「ニーズが無い」が37%、「実施場所の確保が困難」が36%、「指導員等の人材確保が困難」が33%となっている。



7. 放課後児童クラブの実施状況②

実施規模別クラブ数の状況

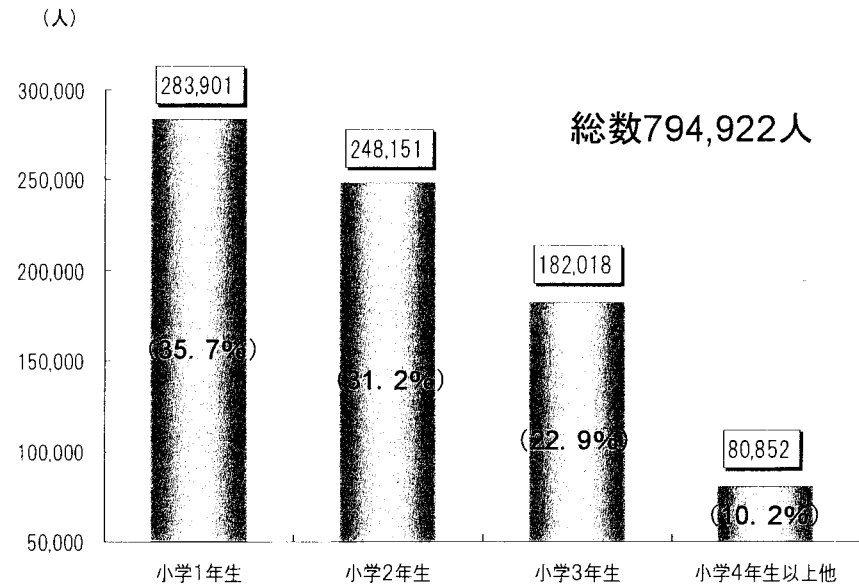
児童数36～70人のクラブが全体の46.9%を占めているが、71人以上の大規模クラブも14%に上っている。



注：()内は総数に対する割合。

学年別登録児童数の状況

登録児童は、約9割が3年生以下となっている。

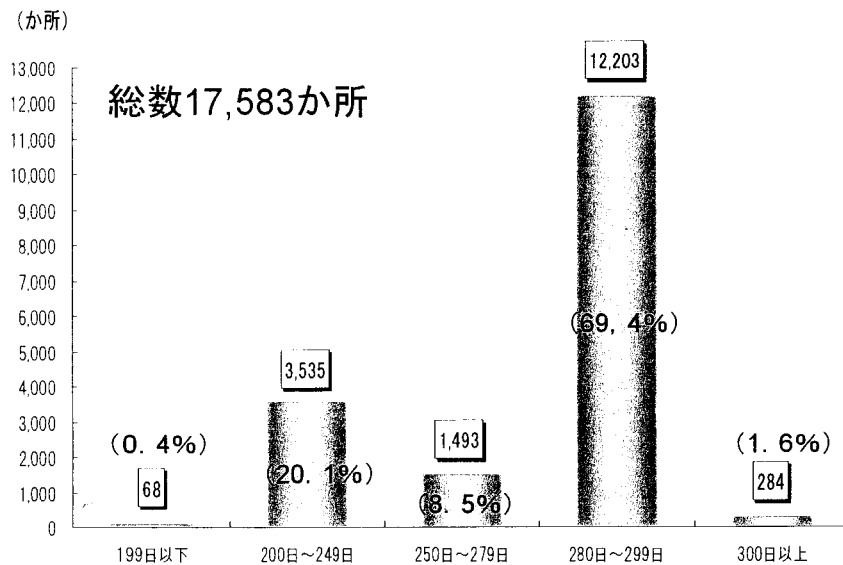


注：()内は総数に対する割合。計数には、障害児数も含む。

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

年間開設日数別クラブ数

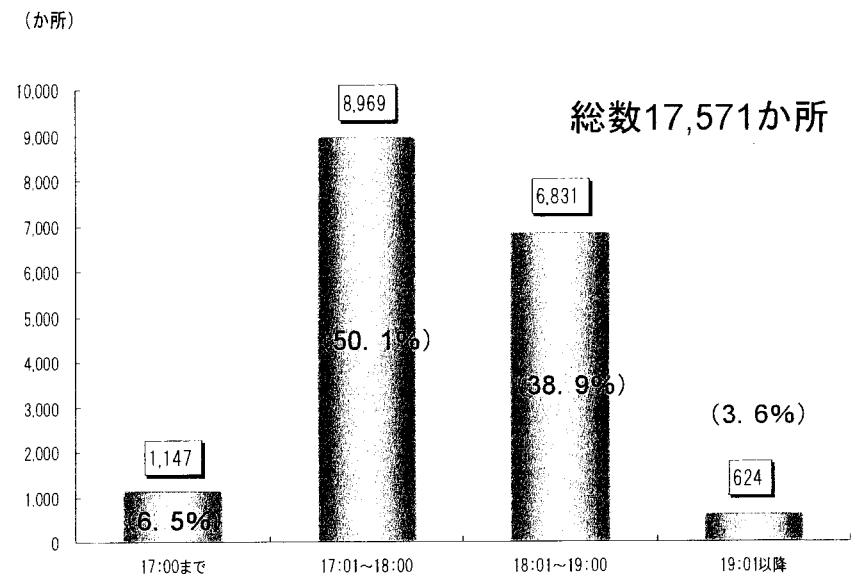
年間の開設日数は7割以上のクラブが280日以上となっているが、250日未満のクラブも約2割に上っている。



注：()内は総数に対する割合。

平日の終了時刻の状況

18:00までに閉所するクラブが5割を超えている。



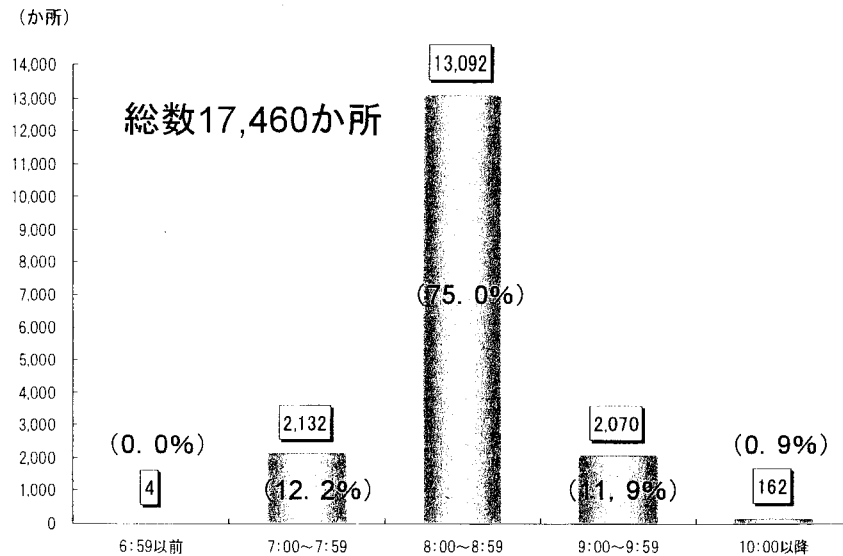
注1：()内は総数に対する割合。

注2：総数の17,571か所は平日に開所しているクラブ数

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

土曜日等の開所時刻の状況

土曜日等については、8時台に開所するクラブが7割を超えている。

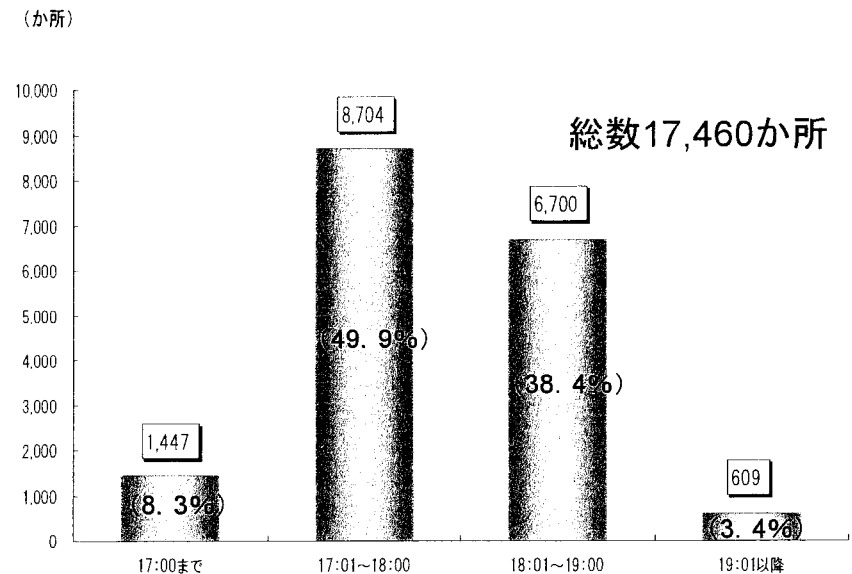


注1: ()内は総数に対する割合。

注2: 総数の17,460か所は土曜日等に開所しているクラブ数

土曜日等の終了時刻の状況

土曜日等においても、18:00までに閉所するクラブが5割を超えている。



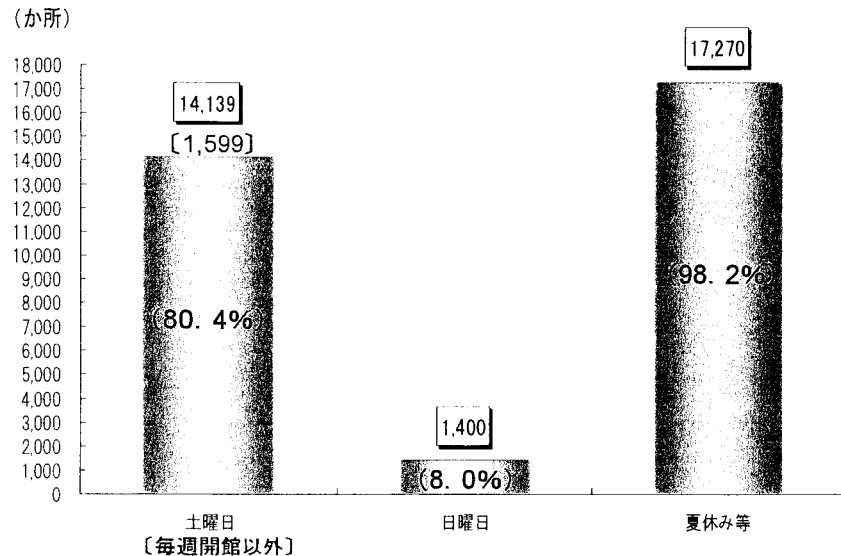
注1: ()内は総数に対する割合。

注2: 総数の17,460か所は土曜日等に開所しているクラブ数

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

土曜日等の開館状況

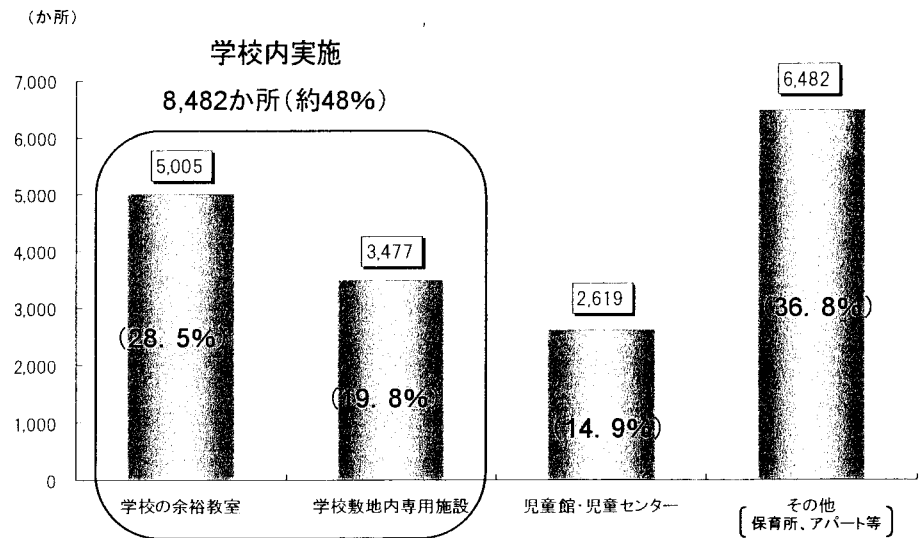
土曜日については8割以上が、夏休み等については、ほぼ全てのクラブが開所している。



注1: ()内は全クラブ数(17,583か所)に対する割合。
 注2: []内は毎週開館以外のクラブ数であり、内数である。

実施場所の状況

実施場所については、約半数が学校内で実施されている。

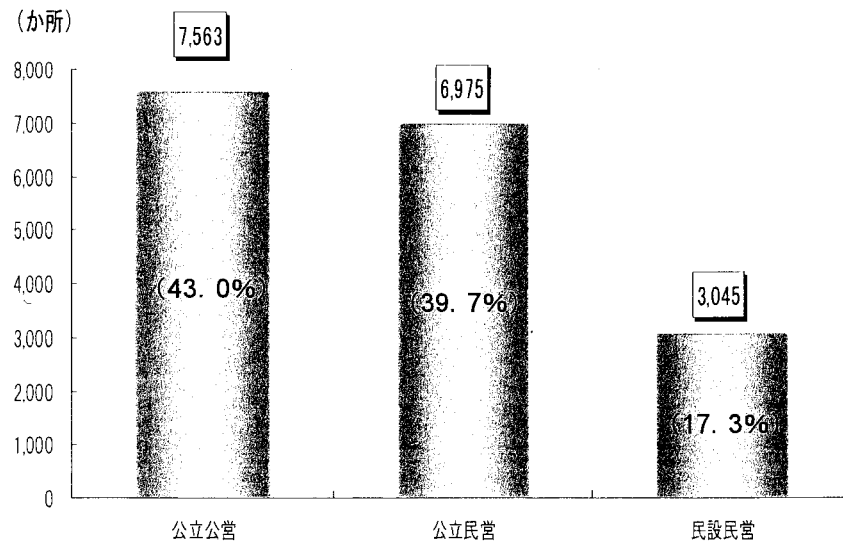


注: ()内は全クラブ数(17,583か所)に対する割合。

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

設置・運営主体別クラブ数の状況

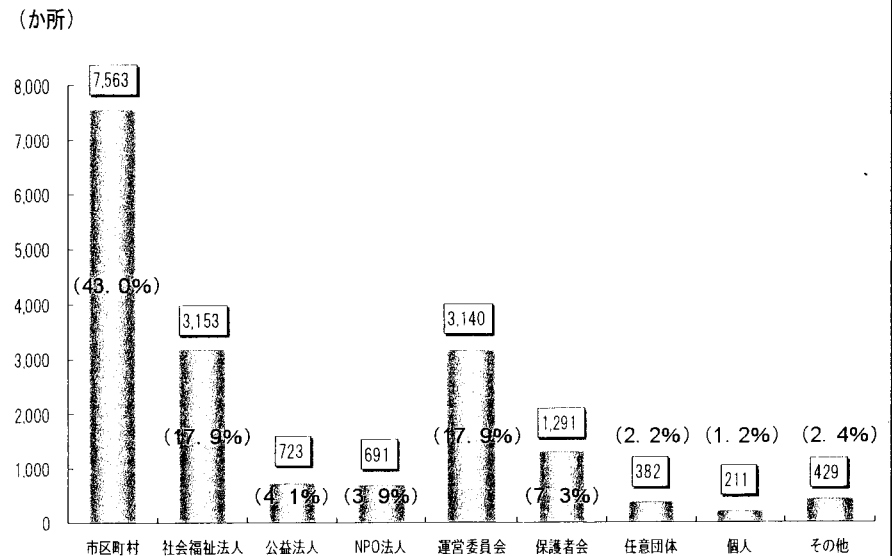
公立による実施が8割を超えている。



注: ()内は全クラブ数(17,583か所)に対する割合。

運営主体別クラブ数の状況

運営主体については、市区町村が約4割、社会福祉法人、運営委員会がそれぞれ約2割となっている。



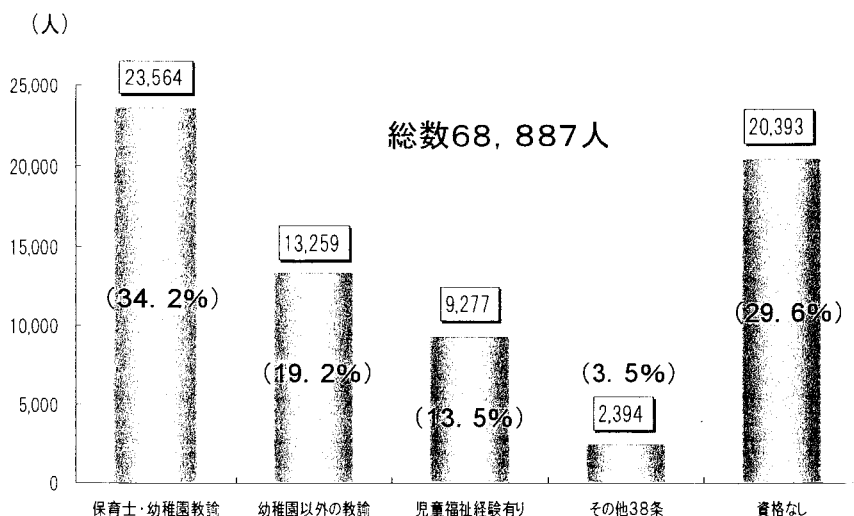
注1: ()内は全クラブ数(17,583か所)に対する割合。

注2: 運営委員会とは、保護者や地域住民等により構成される組織が運営を行うもの。

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

放課後児童指導員の資格の状況

保育士、幼稚園教諭、幼稚園教諭以外の教諭の資格を有する者が5割を超えている。



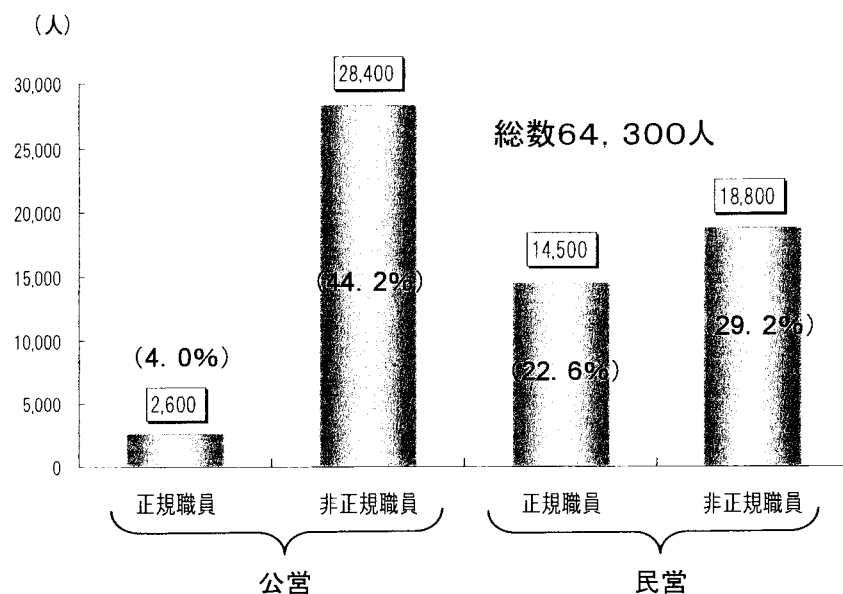
注1: ()内は総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤・非常勤を区別しない。また、1人の指導員に対し、1つの資格を計上。

注2: 「その他38条」は「保育士・幼稚園教諭」、「幼稚園以外の教諭」、「児童福祉経験有り」以外で児童福祉施設最低基準第38条第2項に該当する者。

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

放課後児童指導員の雇用形態

公営・民営ともに非正規職員(非常勤、臨時、嘱託、パートなど)の割合が多い。



注: ()内は総数(64,300人)に対する割合。

※平成19年5月1日現在(全国学童保育連絡協議会調)

7. 放課後児童クラブの実施状況③

放課後児童クラブに係る利用者負担については、2,000円～10,000円の間で設定されている割合が高い。

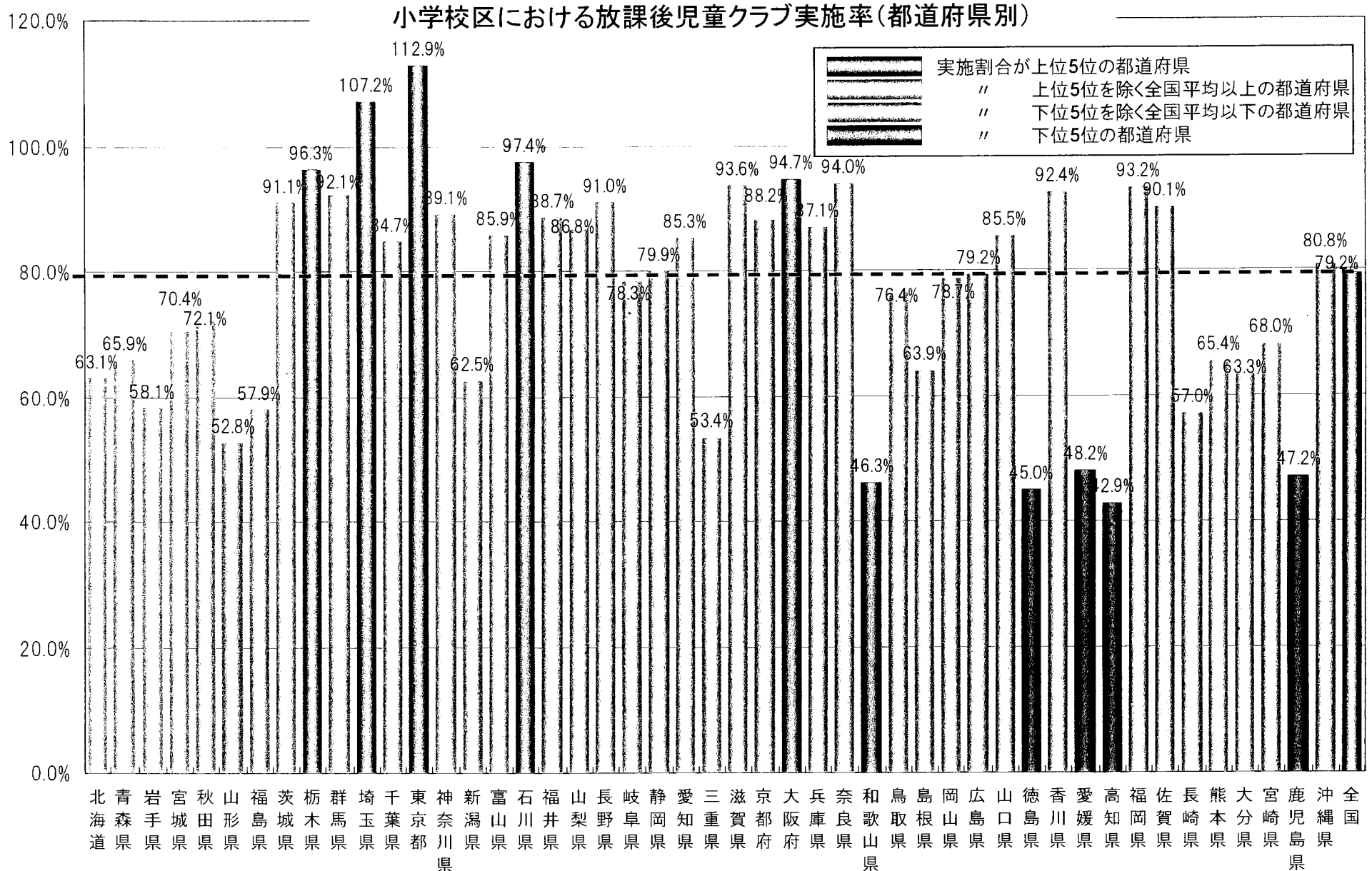
	2003年調査	2007年調査
5,000円未満	49.1%	41.8%
5,000～10,000円未満	40.3%	46.4%
10,000～15,000円未満	9.4%	10.1%
15,000～20,000円未満	1.1%	1.7%
20,000円以上	0.1%	0%

<平成15年及び平成19年(全国学童保育連絡協議会調べ)>

	割合
利用料なし	9.4%
2,000円未満	8.0%
2,000～4,000円未満	19.8%
4,000～6,000円未満	20.1%
6,000～8,000円未満	15.4%
8,000～10,000円未満	6.9%
10,000～12,000円未満	7.8%
12,000～14,000円未満	3.6%
14,000～16,000円未満	2.9%
16,000円以上	3.1%

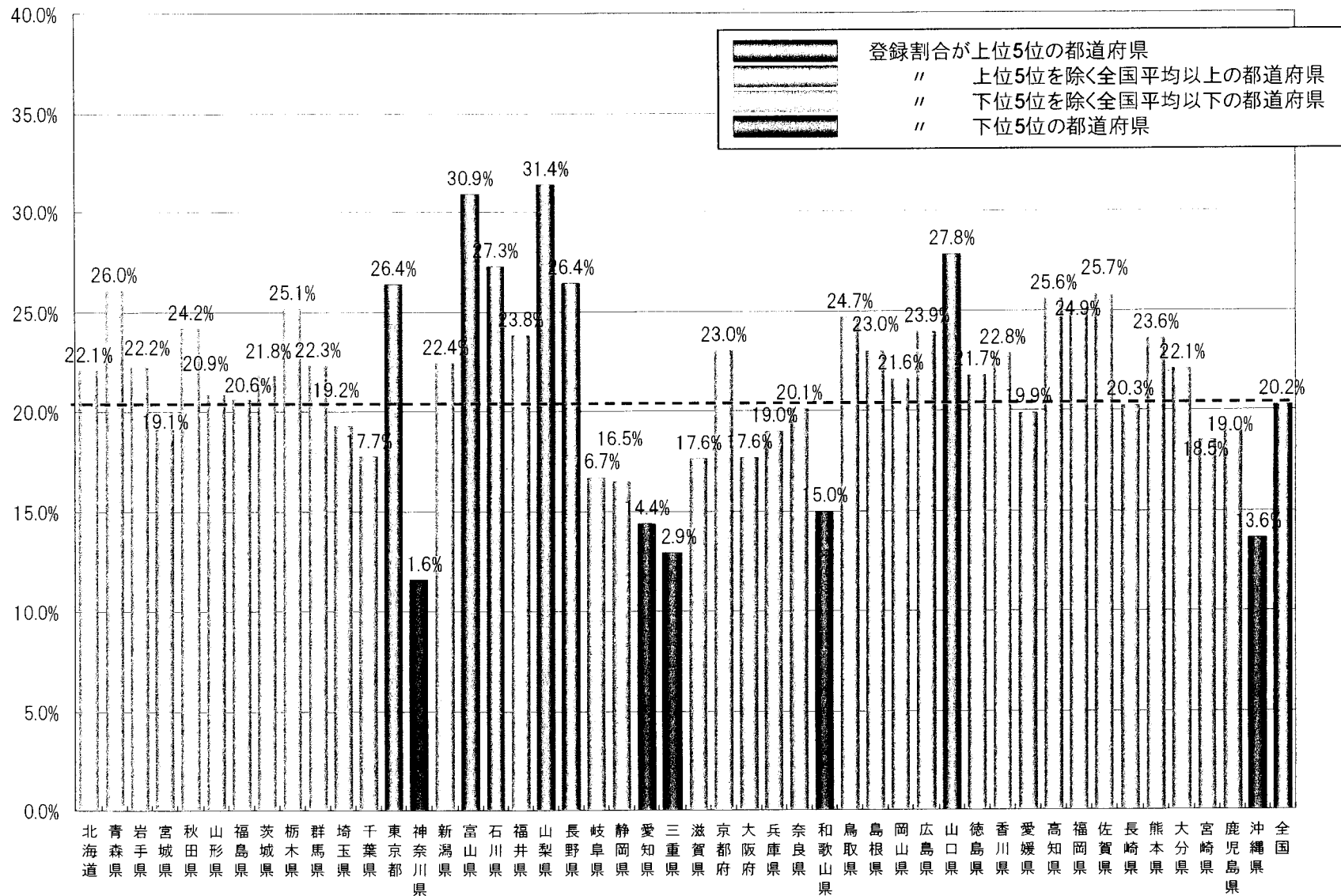
<平成13年地域児童福祉事業等調査(厚生労働省)>

7. 放課後児童クラブの実施状況④



- (注) 1. 小学校数については、平成20年5月1日現在の公立小学校数[分校、ゼロ学級の学校を含む](文部科学省「学校基本調査速報」)。
 2. 放課後児童クラブ実施か所数については、平成20年5月1日現在の所数(厚生労働省育成環境課調)。
 3. 一つの小学校区で放課後児童クラブを複数か所実施することにより、数値が100%を超える場合がある。

小学校1～3年生の児童数に占める放課後児童クラブ登録児童数の割合(都道府県別)

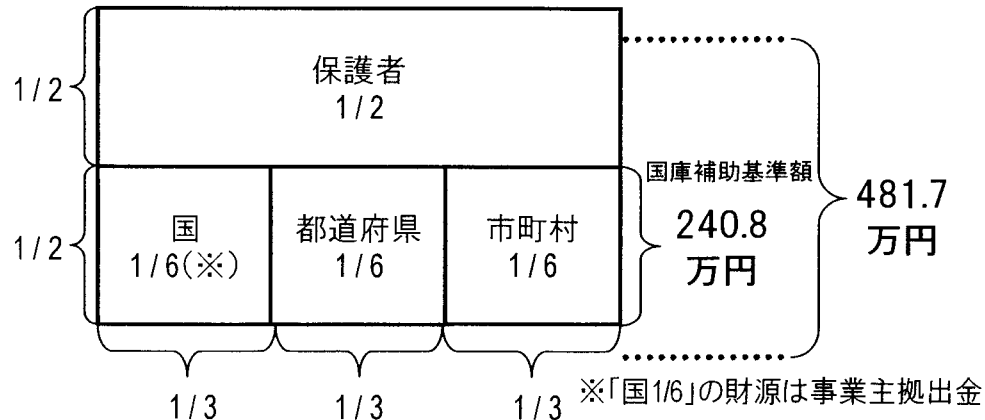


(注)1. 児童数については、平成20年5月1日現在の人数(文部科学省「学校基本調査速報」)。
 2. 放課後児童クラブ登録児童数については、平成20年5月1日現在の人数(厚生労働省育成環境課調)。
 3. 割合については、児童数(小学校1～3年生)に対する登録児童数(小学校1～3年生)の割合。

8. 放課後児童クラブの国庫補助について

【運営費に対する国の助成[児童手当勘定(特別会計)]】

運営費の負担の考え方(児童数36~70人の場合)



- 全体の概ね1/2を保護者負担で賄うことを想定。
- 残りの1/2分について、児童数が10人以上で、原則、長期休暇(8時間以上開所)を含む年間250日以上開設するクラブに補助。
- 児童数36~70人の場合、国庫補助基準額:240.8万円
- その他、開設日数・開設時間に応じて加算

※ 250日は、授業日=200日、長期休暇45日、クラブ運営上必要な日(遠足等を想定)土日で5日を想定。

児童1人当たりの公費負担額 (保育所との比較)

【放課後児童クラブ】(1人当たり月額)

公費負担額
2,900円

※平成20年度放課後児童健全育成事業費予算額を基に算出

【保育所】(1人当たり月額)

年齢区分	公費負担額
0歳児	13.8万円
1・2歳児	6.8万円
3歳児	2.2万円
4歳以上児	1.7万円

※平成20年度保育所運営費負担金予算額を基に算出

(参考)放課後児童クラブにかかる平成21年度概算要求額 278.5億円(91.6億円増)

9. 指導員の処遇について

指導員の平均勤続年数は、常勤で5年未満が約4割、非常勤で3年未満が約5割となっており、短期間なものとなっている。

(施設数)

		1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10～20年未満	20年以上	合計
	常勤	8 (0.8%)	89 (8.8%)	274 (27.0%)	354 (34.9%)	152 (15.0%)	138 (13.6%)	1,015
	公立公営	0 (0.0%)	3 (1.2%)	22 (8.8%)	19 (7.6%)	80 (32.1%)	125 (50.2%)	249
	公立民営	6 (1.0%)	54 (9.0%)	213 (35.4%)	284 (47.2%)	39 (6.5%)	6 (1.0%)	602
	民立民営	2 (1.2%)	32 (19.5%)	39 (23.8%)	51 (31.1%)	33 (20.1%)	7 (4.3%)	164
	非常勤	58 (6.5%)	378 (42.2%)	311 (34.7%)	124 (13.8%)	22 (2.5%)	3 (0.3%)	896
	公立公営	38 (16.6%)	110 (48.0%)	44 (19.2%)	32 (14.0%)	5 (2.2%)	0 (0.0%)	229
	公立民営	13 (2.4%)	199 (36.7%)	240 (44.3%)	74 (13.7%)	14 (2.6%)	2 (0.4%)	542
	民立民営	7 (5.6%)	69 (55.2%)	27 (21.6%)	18 (14.4%)	3 (2.4%)	1 (0.8%)	125

<「学童保育の実態と課題に関する調査研究」2008年2月独立行政法人国民生活センター>

常勤指導員の月給の平均は、約20万円であり、非常勤指導員の月給の平均は、約8.2万円となっている。

(施設数)

	5万円未満	5万円～ 10万円未満	10万円～ 15万円未満	15万円～ 20万円未満	20万円～ 25万円未満	25万円～ 30万円未満	30万円～ 40万円未満	40万円以上	合計
常勤	4 (0.4%)	29 (3.1%)	102 (10.9%)	568 (60.5%)	80 (8.5%)	18 (1.9%)	74 (7.9%)	64 (6.9%)	939
公立公営	1 (0.5%)	6 (2.9%)	18 (8.8%)	36 (17.6%)	5 (2.4%)	7 (3.4%)	71 (34.6%)	61 (29.7%)	205
公立民営	2 (0.3%)	19 (3.3%)	49 (8.5%)	473 (81.8%)	30 (5.2%)	3 (0.5%)	0 (0.0%)	2 (0.3%)	578
民立民営	1 (0.6%)	4 (2.6%)	35 (22.4%)	59 (37.8%)	45 (28.8%)	8 (5.1%)	1 (0.6%)	3 (1.9%)	156
非常勤	273 (31.2%)	365 (41.8%)	92 (10.5%)	101 (11.6%)	41 (4.7%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	874
公立公営	68 (28.6%)	30 (12.6%)	18 (7.6%)	83 (34.9%)	38 (16.0%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	238
公立民営	172 (33.0%)	288 (55.3%)	46 (8.8%)	12 (2.3%)	2 (0.4%)	0 (0.0)	0 (0.0%)	1 (0.2%)	521
民立民営	33 (28.7%)	47 (40.9%)	28 (24.3%)	6 (5.2%)	1 (0.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	115

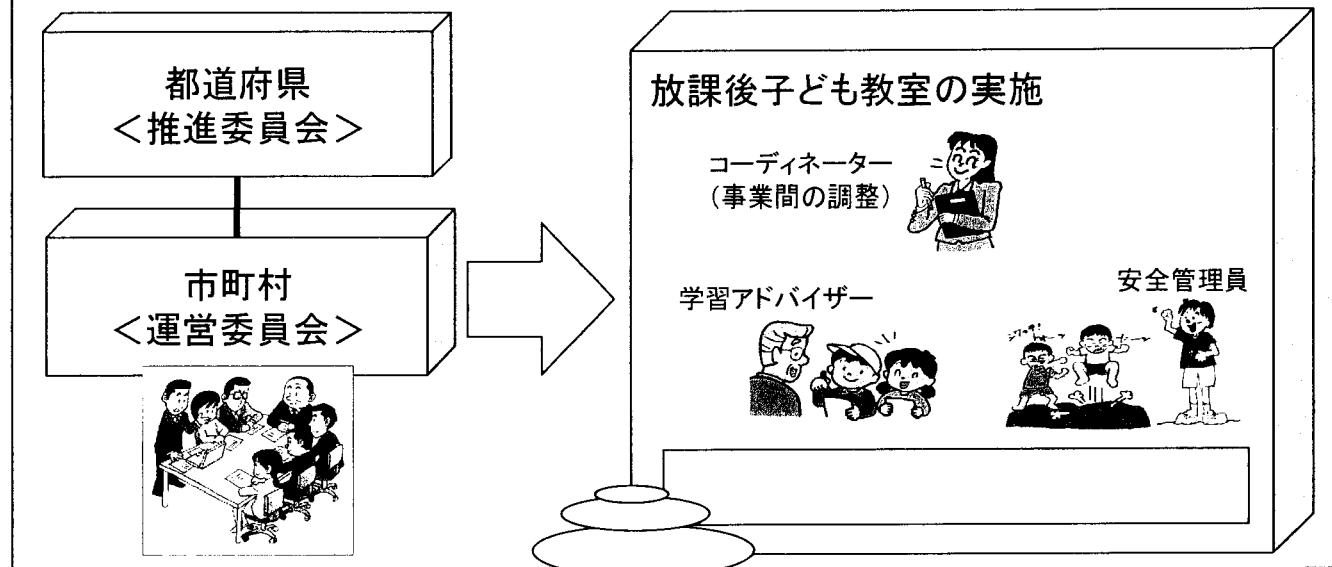
<「学童保育の実態と課題に関する調査研究」2008年2月独立行政法人国民生活センター>

10. 放課後子ども教室との関係について

【放課後子ども教室推進事業についての内容・目的】

青少年の問題行動の深刻化や地域の教育力の低下等の緊急的課題に対応するため、放課後や週末等にすべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、さまざまな体験活動や交流活動等の取り組みを推進する。

【放課後子ども教室の実施体制】



■活動メニュー例

- 体験の場 : 野球、茶道、伝統芸能 など
- 交流の場 : 地域住民との異世代交流、異年齢交流 など
- 学びの場 : 宿題、英会話、科学実験 など
- その他 : 昔遊び、読み聞かせ(絵本、紙芝居) など

放課後児童クラブと放課後子ども教室について

	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	放課後子ども教室推進事業																										
趣旨・対象	共働き家庭の児童(小学校おおむね1～3年生)を対象として、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供 【児童福祉法第6条の2第2項に規定】	すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進																										
20予算額	186.9億円(20,000か所分)	77.7億円(15,000か所分)																										
補助率	1/3(国、都道府県、市町村がそれぞれ負担) ※別途保護者(利用料)負担あり	1/3(国、都道府県、市町村がそれぞれ負担)																										
補助基準額 (20年度)	運営費:481.6万円(児童36人～70人の場合)	運営費:文部科学大臣が認めた額(執行上、制限無し)																										
	創設費:1,250万円、改修費:700万円、 備品費:100万円	備品費:文部科学大臣が認めた額(執行上、制限無し)																										
指導員等	放課後児童指導員(専任)を配置	地域の大人、退職教員等を安全管理員、学習アドバイザー等として配置																										
実施場所	<table style="border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">学校内(余裕教室)</td> <td style="text-align: right;">28.5%</td> <td rowspan="6" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="6" style="vertical-align: middle;">(平成20年5月)</td> </tr> <tr> <td>学校内(専用施設)</td> <td style="text-align: right;">19.8%</td> </tr> <tr> <td>児童館</td> <td style="text-align: right;">14.9%</td> </tr> <tr> <td>専用施設</td> <td style="text-align: right;">10.7%</td> </tr> <tr> <td>既存公的施設</td> <td style="text-align: right;">9.1%</td> </tr> <tr> <td>その他(民家、保育所等)</td> <td style="text-align: right;">17.0%</td> </tr> </table>	学校内(余裕教室)	28.5%	}	(平成20年5月)	学校内(専用施設)	19.8%	児童館	14.9%	専用施設	10.7%	既存公的施設	9.1%	その他(民家、保育所等)	17.0%	<table style="border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">小学校</td> <td style="text-align: right;">67%</td> <td rowspan="5" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>公民館</td> <td style="text-align: right;">12%</td> </tr> <tr> <td>児童館</td> <td style="text-align: right;">5%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">16%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(集会所、文化センター、公園など)</td> </tr> </table>	小学校	67%	}	(平成19年度)	公民館	12%	児童館	5%	その他	16%	(集会所、文化センター、公園など)	
学校内(余裕教室)	28.5%	}	(平成20年5月)																									
学校内(専用施設)	19.8%																											
児童館	14.9%																											
専用施設	10.7%																											
既存公的施設	9.1%																											
その他(民家、保育所等)	17.0%																											
小学校	67%	}	(平成19年度)																									
公民館	12%																											
児童館	5%																											
その他	16%																											
(集会所、文化センター、公園など)																												
実施か所数	17,583か所(平成20年5月)[対前年898か所増]	7,821か所(平成20年度《予定》)																										
利用児童数	登録児童数 約79万人(平成20年5月) [対前年4.5万人増]	<table style="border: none;"> <tr> <td>年間延べ参加児童数</td> <td style="text-align: right;">2,110万人</td> <td rowspan="3" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">(平成18年度)</td> </tr> <tr> <td>・1教室当り年間平均参加児童数</td> <td style="text-align: right;">2,550人</td> </tr> <tr> <td>・1回当り参加児童数</td> <td style="text-align: right;">30.6人</td> </tr> </table>	年間延べ参加児童数	2,110万人	}	(平成18年度)	・1教室当り年間平均参加児童数	2,550人	・1回当り参加児童数	30.6人																		
年間延べ参加児童数	2,110万人	}	(平成18年度)																									
・1教室当り年間平均参加児童数	2,550人																											
・1回当り参加児童数	30.6人																											
実施形態等	原則として年間250日以上開所(夏休み等の長期休暇や必要に応じて土曜日も開所)	概ね年間を通じて断続的・単発的に実施(平成20年度は1か所あたり平均126日)																										

※平成18年度の数值は、地域子ども教室推進事業の実施状況

「放課後子どもプラン」の基本的考え方【要旨】

趣旨・目的

「放課後子どもプラン」の推進について(平成19年3月14日 文部科学省生涯学習政策局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)

- 各市町村において、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則としてすべての小学校区で、放課後等の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進め、「放課後子ども教室推進事業」(文部科学省)と「放課後児童健全育成事業」(厚生労働省)を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策(放課後子どもプラン)を推進

1. 「放課後子どもプラン」の定義

- 市町村が策定する「事業計画」と同計画に基づく「放課後対策事業」(放課後子ども教室推進事業・放課後児童健全育成事業)の総称

2. 実施主体

- 事業計画の策定主体: 市町村
- 事業の実施主体: 市町村、社会福祉法人、特定非営利活動法人他

3. 事業経費

- 国において、二つの事業を「放課後子どもプラン推進事業」として、交付要綱等を一本化し、都道府県・指定都市・中核市に交付
- 都道府県においても、国に準じて交付要綱等を一本化し、国・市町村との事務手続を基本的に教育委員会が一括して処理

4. 事業計画の策定

- 市町村は、教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策、21年度までの「放課後子どもプラン推進事業」の小学校区単位の実施計画等を盛り込んだ事業計画策定に努めることとする。
- また、本事業計画が、次世代育成支援行動計画の内容を前倒して実施するもの等であっても、行動計画の変更は必ずしも必要としない。

7. 市町村における事業の実施

- 余裕教室の利用や小学校敷地内での実施を基本とし、体育館、保健室等の学校諸施設の弾力的な活用に努めることとするが、現に公民館や児童館など小学校外で事業を実施している、余裕教室が無いなどの場合に、地域の实情に応じて小学校外で実施しても差し支えない。
- 各小学校区毎に、学校や関係機関・団体等との連絡調整、活動プログラムの企画・策定等を行うコーディネーターを配置
- 学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の様々な活動機会の提供や、放課後児童クラブ対象児童に対する現行水準と同様のサービス(適切な指導員の配置、専用のスペースの確保等)の提供

5. 都道府県の体制、役割等

- 都道府県は、実施主体である市町村において円滑な取組促進が図られるよう、以下の支援を実施
 - ・ 行政、学校、社会教育、福祉の各関係者及び学識経験者等で構成される「推進委員会」を設置し、プランの実施方針、指導者研修の企画、事後検証・評価等、域内におけるプランの総合的な在り方を検討
 - ・ コーディネーター、安全管理員、放課後児童指導員等の事業関係者の資質向上や情報交換・情報共有を図るための研修の合同開催
 - ・ 基本的に教育委員会が主管部局となるが、都道府県の实情に応じて福祉部局が主管部局となっても差し支えない。
 - ・ 主管部局は、推進委員会事務局、補助申請事務等の業務を行うに当たり、福祉部局(又は教育委員会)と緊密な連携を図る。

6. 市町村の体制、役割等

- 市町村は、行政、学校、放課後児童クラブ、社会教育、児童福祉、PTAの各関係者及び地域住民等で構成される「運営委員会」を設置し、事業計画、活動プログラムの企画、事後検証・評価等を検討
- 基本的に教育委員会が主管部局となるが、市町村の实情に応じて福祉部局が主管部局となっても差し支えない。
- 主管部局は、運営委員会事務局、補助申請事務等の業務を行うに当たり、福祉部局(又は教育委員会)と緊密な連携を図る。

11. 放課後児童クラブに係る検討の視点

放課後児童クラブについては、共働き家庭など留守家庭の子どもの健全育成を目的として、遊び、生活の場を与えることを目的としている。

また、保育所を利用していた子どもに対し、小学生になった後においても、切れ目のないサービスを提供する基盤となっている。

したがって、放課後児童クラブについては、次世代育成支援のための新たな制度体系においても、両立支援系のサービスとして不可欠なものの一つと考えられるが、現状又は関係者の意見から以下のような点が課題となっており、新たな制度体系においてどのように対応するかを検討する必要がある。

【検討の視点】

- ① 潜在需要に対応した放課後児童クラブの量的拡大を抜本的に図っていく上で、場所の確保の問題、人材の確保の問題をどうして行くか。
 - ・小学校等の活用を如何に進めるか。
 - ・従事者の勤続年数が短いこと、人材確保が難しい状況が一部見られるようになってきていることなどを踏まえ、担い手のあり方、人材確保のための職員の処遇改善等をどうして行くか。 等

② 放課後児童クラブについては、現行法制度上、市町村の事業として実施されており、また、その実施については市町村の努力義務として位置づけられており、その実施状況には地域格差が見られる。

そして、利用方式については、地域によって、市町村がサービス決定しているケースと、実施事業者に直接利用申し込みを行うケースが混在している。

新たな制度体系において、法制度上の位置づけの強化について、どのような対応策が考えられるか。

- ・ 市町村の実施責任の位置づけ

※ 保育については、市町村に実施義務付けがされている。

- ・ サービス利用(提供)方式の位置づけ

- ・ 給付(補助)の方式のあり方

※ 事業実施を包括的に評価し事業者に給付する現行制度の仕組み、利用者個々人に着目して給付を行う仕組み等

③ 対象年齢について、現行制度は小学校3年生までを主な対象としているが、小学校高学年も現に一部利用がされている。

- ・ 制度の対象年齢についてどう考えるか。

④ 放課後児童クラブの質の確保については、「ガイドライン」を発出しており、望ましい規模、開所時間等について示している。また、国庫補助基準上、一定の条件を課しているが、保育所のような法令に基づく最低基準は設けられていない。

- ・ 放課後児童クラブの質の確保について、どのような基準の内容をどのような方法で担保していくべきか。

⑤ 放課後児童クラブについての財源は、児童手当制度における事業主拠出金を財源とした、サービス量に応じて当然に支出が義務付けられるものではない裁量的な補助金と位置づけられている。

- ・ サービスの利用保障を強化し、また、抜本的な量的拡大を図っていく上で、財源面についてどのような仕組みとすることが適当か。
- ・ 財源保障を強化(例えば義務的な負担金)する場合には、財政規律の観点からの一定のルール(※)の必要性について、どのように考えるか。

※ 他の制度例では、サービスの利用の可否に係る認定の制度(保育の場合は保育にかけるか否かの判断)、給付の限度額の設定、サービスの利用量に応じた利用者負担などがある。

⑥ 現行、留守家庭の子どもの健全育成を目的とした「放課後児童クラブ」と、すべての子どもを対象として安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、様々な体験活動や交流活動等の取組みを推進する「放課後こども教室」と、一体的あるいは連携して取り組むべく、放課後こどもプランを推進している。

- ・ 放課後こどもプランを推進していく上で、両事業の一体的な運営を行っている場合の制度上の位置づけ(人員配置や専用スペースの基準等)をどうしていくか。

第17回社会保障審議会
少子化対策特別部会

資料3

平成20年11月11日

地域の保育機能の維持向上について

「基本的考え方」を踏まえた具体化が必要な検討事項

包括性・体系的、普遍性、連続性の実現

《保育サービスの提供の新しい仕組み (公的性格や特性も踏まえた新しい保育メカニズム)》

- ・ 保育サービスの必要性の判断基準 (「保育に欠ける」要件の見直し)
- ・ 契約などの利用方式のあり方
- ・ 市町村等の適切な関与の仕組み (保育の必要度が高い子どもの利用確保等)
- ・ 情報公表や第三者評価の仕組み
- ・ 地域の保育機能の維持向上

(※ 就学前保育・教育施策のあり方全般に関する検討 → 新たな検討の場)

《放課後児童対策の仕組み》

《すべての子育て家庭に対する支援の仕組み》

妊婦健診、一時預かり、地域子育て支援拠点事業、全戸訪問事業等の

- ・ 量的拡充
- ・ 質の維持・向上
- ・ 財源のあり方

多様な提供主体の参入に際しての透明性・客観性

質の高いサービスによる子どもの最善の利益の保障

《保育サービスの「質」の維持・向上》

- ・ 保育の役割拡大に応じた検討
- ・ 認可保育所を基本としつつ認可外も含めた全体の質の向上

質の向上に向けた取組の促進方策

社会全体での重層的負担・「目的・受益」と連動した費用負担

- ・ 地方負担のあり方 (不適切な地域格差が生じない)
- ・ 事業主負担 (給付・サービスの目的等を考慮)
- ・ 利用者負担のあり方 (低所得者に配慮)

特別な支援を必要とする子供や家庭に対する配慮を包含

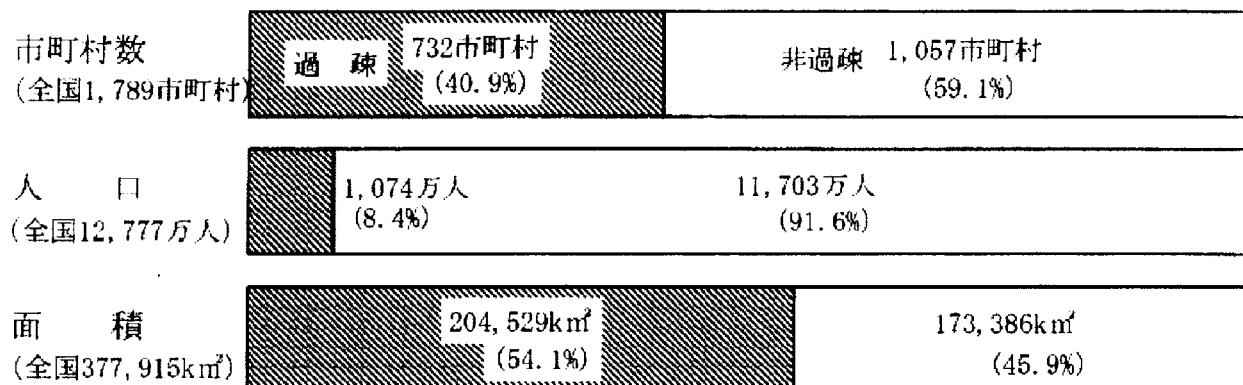
働き方の見直しの必要性

過疎地域の現状①

(過疎地域の現状)

○ 過疎地域は、人口では全国の約8%であるが、過疎地域を含む市町村数では全国の4割を占める。

図表2 過疎地域が全国に占める割合



(備考) 1 市町村数は平成20年4月1日現在。過疎地域の市町村数は過疎関係市町村数による。

人口及び面積は平成17年国勢調査による。

2 東京都特別区は1団体とみなす。

《過疎地域の要件》3 () は構成割合である。

○ 「過疎地域」とは、以下の「人口要件」と「財政力要件」に該当する地域。

(1) 人口要件：以下のいずれかに該当すること

- 1) 昭和35年～平成7年の人口減少率が30%以上
- 2) 昭和35年～平成7年の人口減少率が25%以上、高齢者比率(65歳以上)24%以上
- 3) 昭和35年～平成7年の人口減少率が25%以上、若年者比率(15歳以上30歳未満)15%以下
- 4) 昭和45年～平成7年の人口減少率が19%以上

*ただし、1)2)3)の場合、昭和45年～平成7年の25年間で10%以上人口増加している団体は除く。

(2) 財政力要件：平成8年度～平成10年度の3ヶ年平均の財政力指数が0.42以下、かつ公営競技収益が13億円以下であること(施行令第1条)。

【追加公示】 平成12年の国勢調査の確定人口に基づき、追加公示を行う(法第32条)。

(1) 人口要件：上記要件中、各対象年次を5年ずつずらして適用。

(2) 財政力要件：上記要件を、平成10年度～平成12年度の3ヶ年平均の財政力指数として適用。

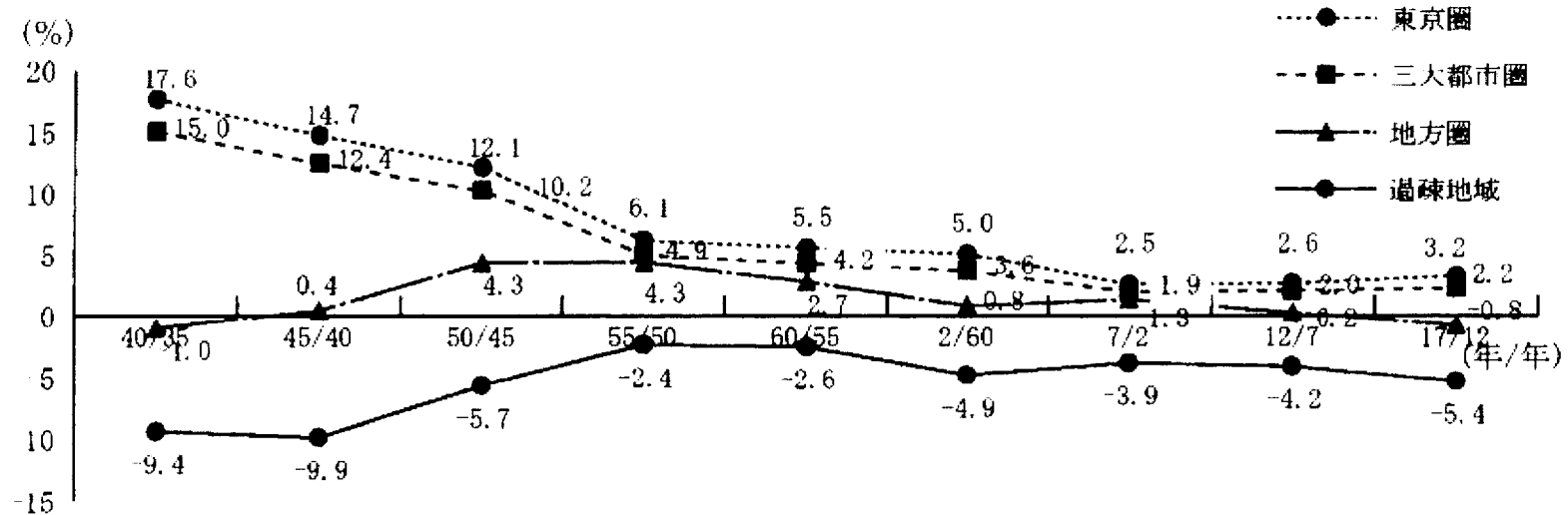
【出典：総務省『「過疎対策の現況」について』(平成20年9月)2

過疎地域の現状②(人口の動向)

(過疎地域の人口の動向)

○ 過疎地域の人口減少率は、昭和35～45年には10%程度と著しく人口が減少していたが、その後人口減少率は低下し、平成12～17年の減少率は5.4%となっているものの、平成7年以降の減少率は緩やかに拡大。

図表4 過疎地域、三大都市圏、地方圏等の人口増減率の推移



(備考) 1 国勢調査による。

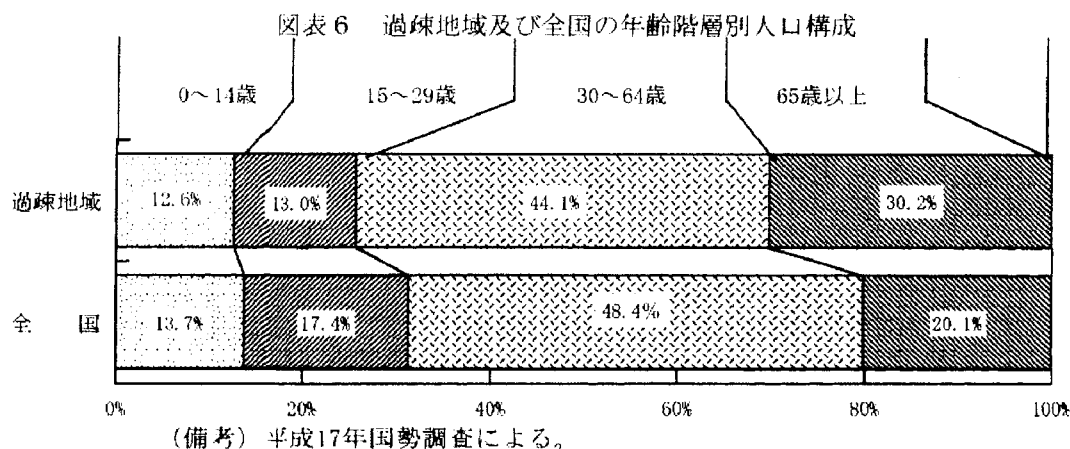
2 過疎地域は、平成20年4月1日現在。

3 三大都市圏とは、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の一部）、大阪圏（京都府、大阪府及び兵庫県の一部）、名古屋圏（岐阜県、愛知県及び三重県の一部）をいい、地方圏とは三大都市圏以外の区域をいう。

過疎地域の現状③(人口構成)

(過疎地域の人口構成)

- 過疎地域における年少人口(0~14歳)の割合は、全国と大きな差は見られない。
- 年少人口(0~14歳)の推移は、全国に比べ緩やかではあるが、一貫して減少傾向にある。

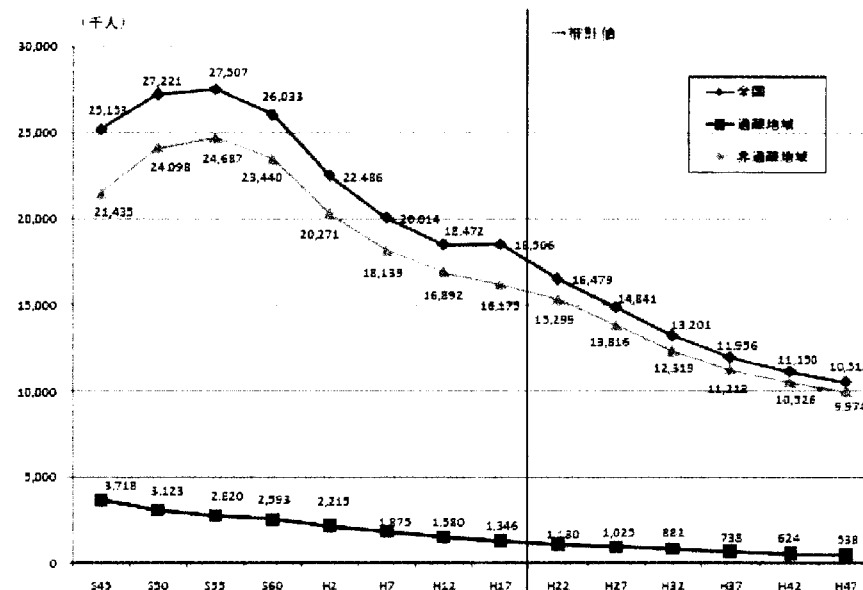


<参考>

圏域	年少人口(0~14歳) (単位:千人)	全国の年少人口に占める 各圏域の割合
全 国	17,521	
三大都市圏	8,407	48.0%
地方圏	9,114	52.0%
(うち過疎地域)	(1,346)	(7.7%)

H17国勢調査より

【図表17 0~14歳人口の推移について】



※備考

- 1 過疎地域は平成19年4月1日時点。
- 2 平成17年までの人口は国勢調査による。
- 3 全国の推計値は「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」の中間推計による(国立社会保障・人口問題研究所)による。
- 4 非過疎地域の推計値は、全国の推計値から過疎地域の推計値(総務省過疎対策室試算)を引いて算出した。

【出典:総務省『「過疎対策の現況」について』(平成20年9月)】

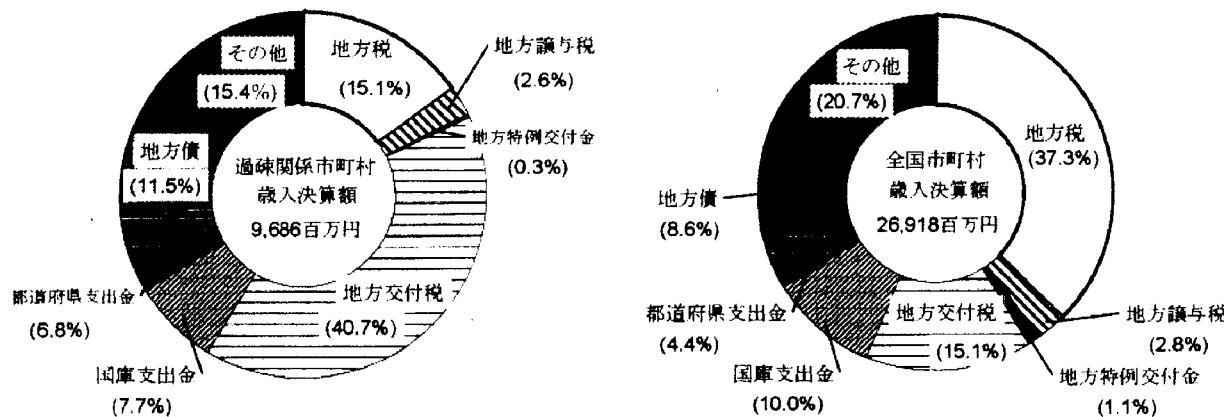
【出典:総務省「時代に対応した新たな過疎対策に向けて(これまでの議論の中間的整理)(平成20年4月)】₄

過疎地域の現状④(財政状況)

(財政構造と財政力指数)

- 過疎関係市町村の1市町村当たりの歳入に占める地方税収割合は約15%(全国約37%)に過ぎない。
- 市町村に財政力を示す指標である財政力指数をみると、過疎関係市町村の平均は0.25(全国平均0.53)。

図表8 平成18年度 市町村歳入決算の状況



- (備考) 1 総務省「平成18年度地方財政状況調査」による。
 2 過疎地域は、平成20年4月1日現在。
 3 一部過疎地域のうち、データを取得できない278区域について過疎関係市町村から除いている。

(備考)

- 1 総務省「地方財政状況調査」及び「地方交付税等関係計数資料」による。
- 2 過疎地域は、平成20年4月1日現在。
- 3 財政力指数は、平成16年度から平成18年度までの各年度ごとに地方交付税の算定に用いた基準財政収入額を基準財政需要額で除して求めた数値(小数点第3位を四捨五入)を平均したものである。なお、一部過疎地域については、合併前の旧市町村の数値(合併算定替)に基づく。
- 4 () は団体数合計に対する構成比である。
- 5 平均値は単純平均であり、全国平均値においては一部過疎地域を有する市町村も一本算定を用いている。
- 6 分村合併した山梨県旧上九一色村については、1団体として算出する。

図表9 財政力指数段階別過疎関係市町村数

(単位: 団体、%)

区分	平成18年度	
	市町村	
過疎地域	0.1未満	9 (1.2)
	0.1以上0.2未満	233 (31.9)
	0.2以上0.3未満	291 (39.8)
	0.3以上0.42以下	165 (22.6)
	0.42超	33 (4.5)
	計	731 (100.0)
平均値 A	0.25	
全国平均値 B	0.53	
B-A	0.28	

人口減少地域に関連する保育制度の概要①

(小規模保育所(認可保育所))

○ 認可保育所の定員は、原則60人以上とされているが、定員60人以上とすることが困難であり、20人以上の保育需要が継続することが見込まれ、他に適切な方法がない場合、以下の要件を満たせば、小規模保育所を設置することが可能。認可保育所として地域・定員規模等に応じた保育所運営費を支弁。

- (1) 設備・運営について児童福祉施設最低基準に適合
- (2) 次のいずれかに該当
 - ① 要保育児童が多い地域に所在し、入所児童の概ね4割以上が3歳未満児
 - ② 過疎地域をその区域とする市町村内に所在
 - ③ 入所児童の概ね8割以上が3歳未満児、1割以上が乳児
- (3) 定員20人以上
- (4) 施設長は保育士を配置するよう努め、保育士その他の職員については最低基準等に定める所定数を配置

保育所の定員規模、設置、運営主体別施設数

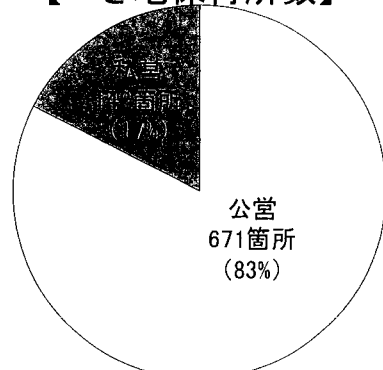
経営 主体 定員 規模別	公 営		私 営		計	
	実 数 (か所)	構成比 (%)	実 数 (か所)	構成比 (%)	実 数 (か所)	構成比 (%)
人 ～30	(613) 569	(5.2) 4.9	(631) 642	(5.8) 5.7	(1,244) 1,211	(5.5) 5.3
31～45	(1,215) 1,190	(10.3) 10.3	(842) 874	(7.7) 7.8	(2,057) 2,064	(9.1) 9.1
46～60	(2,155) 2,073	(18.3) 18.0	(2,635) 2,676	(24.2) 23.9	(4,790) 4,749	(21.2) 20.9
61～	(7,769) 7,678	(66.1) 66.6	(6,764) 7,018	(62.3) 62.6	(14,533) 14,696	(64.2) 64.6
計	(11,752) 11,510 (50.7)	(100.0) 100.0	(10,872) 11,210 (49.3)	(100.0) 100.0	(22,624) 22,720 (100.0)	(100.0) 100.0

資料 : 社会福祉施設調査報告(平成18年10月1日現在)
上段括弧書きは、前年10月1日現在

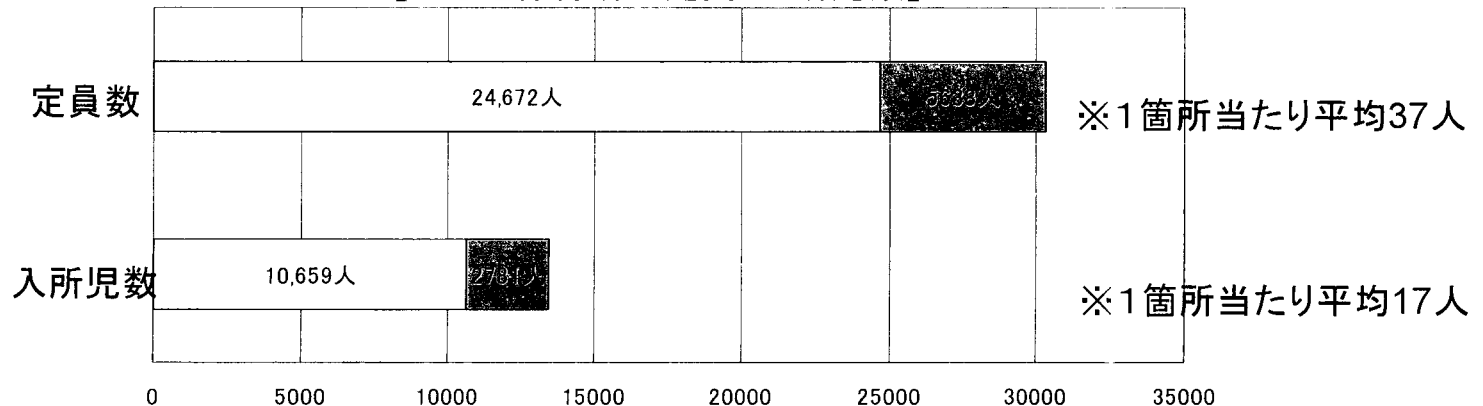
人口減少地域に関連する保育制度の概要② (へき地保育所(認可外保育施設))

- へき地保育所(認可保育所の設置が著しく困難な地域に設置される保育施設であって、市町村長が以下の基準に適合するものと認め、指定した認可外保育施設)に対して、次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)において補助(※20ポイント)。
- (1) 設置場所が、以下の①～④にあること
- ① へき地教育振興法の規定によるへき地手当の支給の指定を受けているへき地学校の通学区域内、
 - ② 一般職の職員の給与に関する法律の規定による特勤手当の支給の指定を受けている公官署の4キロメートル以内、
 - ③ ①・②を受けることとなる地域内
 - ④ ①～③に準ずるものとして市町村長が認める地域内
- (2) 設備・運営が以下の基準に合致すること
- ① 平均入所児童数が10人以上(※10人を下回る場合2年間は経過的に対象)であること
 - ② 既存建物(学校等)の一部に設置する場合、設備をへき地保育所のために常時使用できること
 - ③ 保育室・便所・屋外遊戯場(付近にある代わるべき場合含む)その他必要な設備を設けること
 - ④ 必要な用具(医療器具、医薬品、机、椅子等)を備えること
 - ⑤ 保育士を2人以上配置すること(※やむを得ない事情があるときは、うち1人は保育士以外の者で代えることができる)
 - ⑥ 保育時間等については、地方の実情に応じて定めること
- 入所決定は、市町村長が、保育を要する児童のほか、特に必要があるときはその他の児童につき実施。

【へき地保育所数】



【へき地保育所の定員・入所児数】

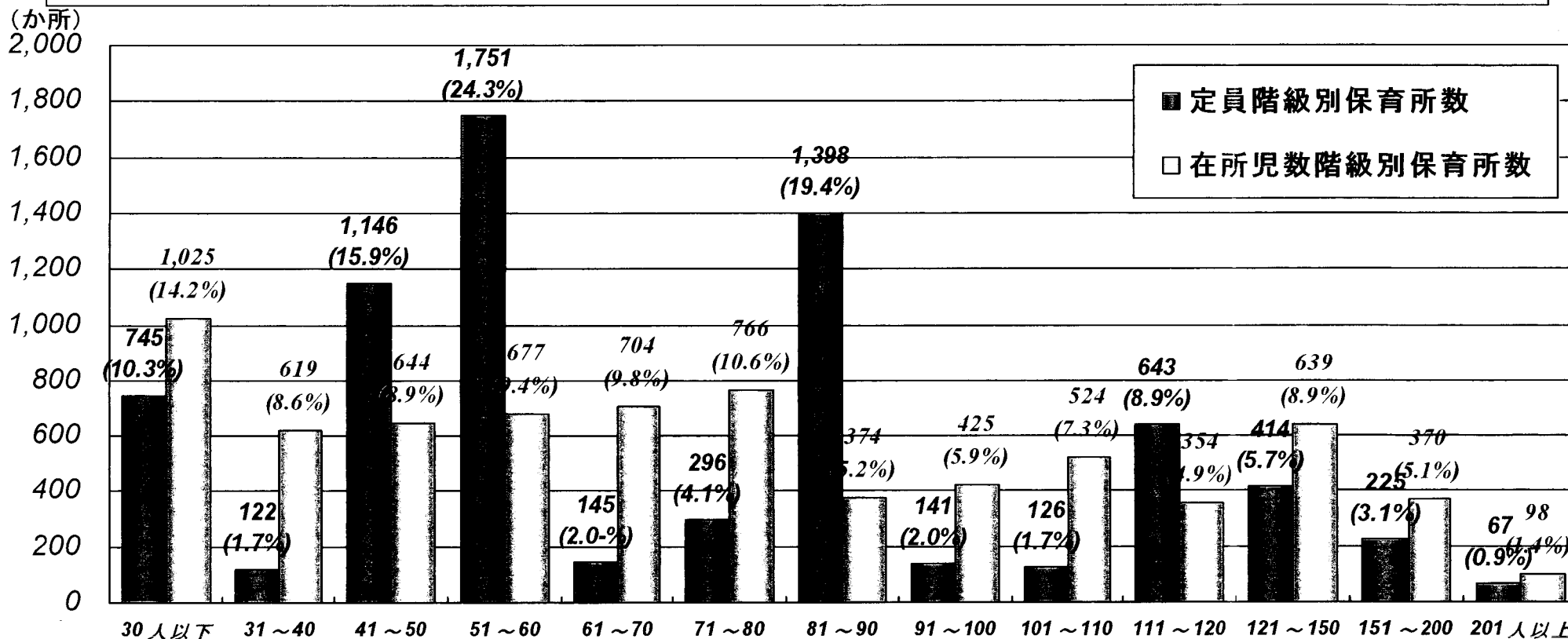


※なお、次世代育成支援対策交付金の平成18年度交付決定数は676箇所

【出典：平成18年社会福祉施設等調査】

過疎地域を含む市町村における認可保育所の現状 (定員・在所児数規模別の分布)

○ 過疎地域を含む市町村にある認可保育所の規模をみると、定員規模では51～60人の規模が多いが、在所児数規模では、30人以下が多い。



(出典)厚生労働省「平成18年 社会福祉施設等調査」における認可保育所の定員階級・在所児数階級ごとの保育所数につき、過疎地域を含む市町村(平成20年11月時点:731市町村)に係る数を特別集計したもの。
※なお、「過疎地域を含む市町村」には、過疎地域以外の地域を含む市町村が約3割ある。

(参考)
全国の定員
規模別分布

定員60人以下：35.3%

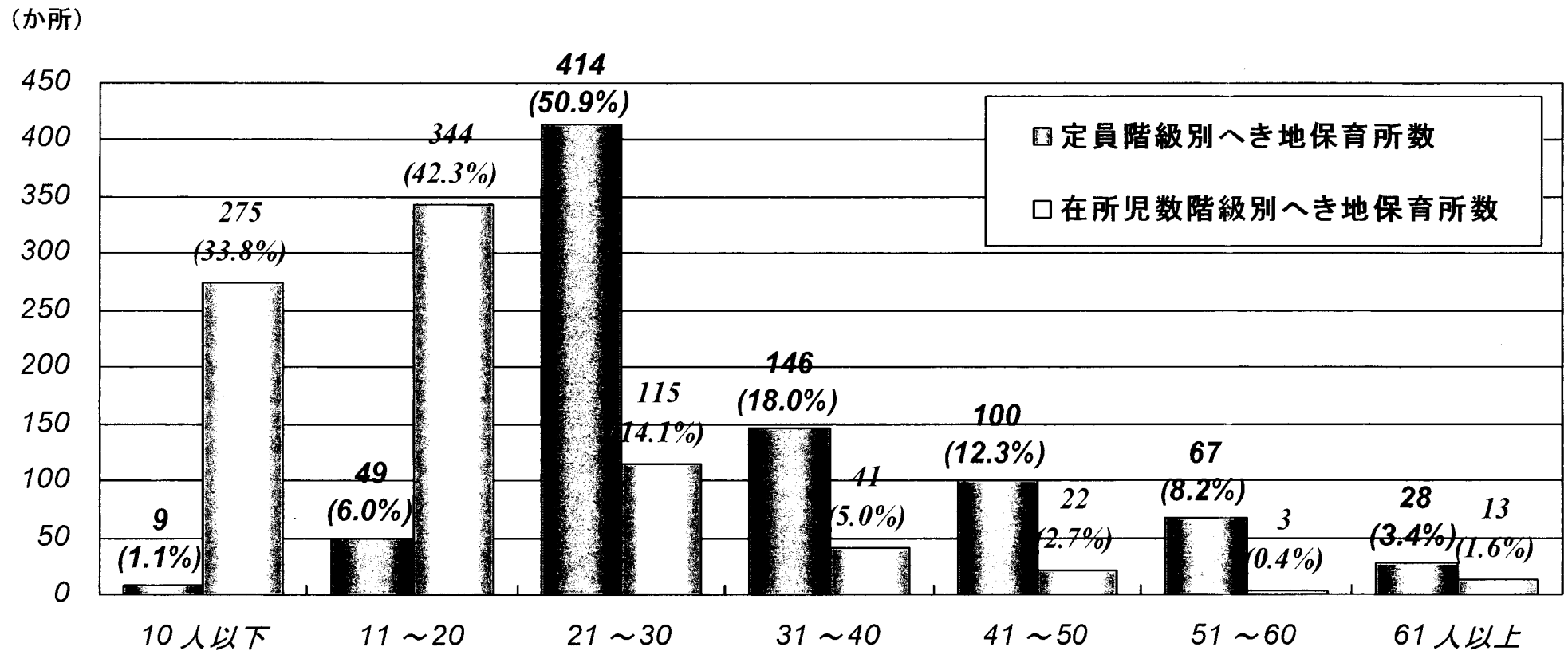
定員61～90人以下：27.6%

定員91～120人以下：22%

定員120人超：15%

へき地保育所の現状② (定員・在所児数規模別の分布)

○ へき地保育所の規模をみると、定員規模は21～30人が多いが、在所児数規模は20人以下が約8割を占める。



(出典)厚生労働省「平成18年 社会福祉施設等調査」におけるへき地保育所数を定員階級・在所児数階級ごとに特別集計したもの

過疎地域における幼児教育経験者比率

- 小学校就学前に幼稚園又は保育所(へき地保育所含む)を経験した比率を見ると、1970年頃は過疎地域と全国とで大きな格差があったが、近年はほぼ格差がなくなっている。
- 過疎地域においては、全国と比べ、幼稚園就園率が低く、保育所在籍比率が高い。

図表21 幼児教育経験者比率

区分	昭和45年度		昭和55年度		平成2年度		平成7年度		平成14年度		平成18年度	
	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
幼児教育経験者比率	57.4	76.1	87.6	91.2	95.0	95.6	95.5	95.0	98.3	96.7	97.1	96.5
幼稚園就園率	18.3	53.8	35.4	64.4	34.9	64.0	34.2	62.8	34.9	59.9	36.1	57.7
保育所在籍率	39.1	22.4	52.2	26.8	60.1	31.5	61.3	32.2	63.4	36.8	61.0	38.8

(備考) 1 全国は文部科学省「学校基本調査」及び「社会福祉施設等調査」による。

2 過疎地域は総務省調べ。

※備考

＜幼児教育経験者比率＞

①全国は、各年度の文部科学省「学校基本調査」(数値は各年度5月1日)及び前年度の厚生労働省「社会福祉施設調査」による。

②過疎地域は総務省調べ。

③それぞれの数値は、次の算式による、なお、保育所にはへき地保育所を含む。

幼児教育経験者比率＝幼稚園就園率＋保育所在籍率

$$\text{幼稚園就園率} = \frac{\text{幼稚園修了者数}}{\text{小学校第1学年児童数}}$$

$$\text{保育所在籍率} = \frac{\text{前年度保育所在所児数(5歳/2+6歳)}}{\text{小学校第1学年児童数}}$$

【出典：総務省『「過疎対策の現況」について』(平成20年9月)】

【出典：総務省「時代に対応した新たな過疎対策に向けて(これまでの議論の中間的整理)(平成20年4月)】

(第2回・第3回 保育事業者検討会 委員提出資料(抜粋))

(参 考) ※下記は(社)全国私立保育園連盟として全国の保育園に向けて呼びかけている提案事項です。

ホーム保育(=家庭的保育)とマイ保育園(=かかりつけ保育園)制度について

【課題意識】(考え方)

待機児童が集中している地域などにおいて、認可保育園の拡大が困難な状況の場合、家庭等のスペースを活用して、ニーズに対し柔軟に対応していく仕組みを構築する。この場合、一定の質を確保するため、認可保育園との連携を図った制度とし、市町村事業とに連携を密にしながら、乳児家庭全戸訪問事業のフォローアップのためにも、保育園が個々の家庭と連絡できるようにし、家庭支援の核となっていく。

【具体的提案】

1) 「ホーム保育」(家庭的保育)

○中心になる認可保育園と連携することを基本とし、3歳未満児の保育の受け皿として近隣家庭や、地域の公民館などの空きスペースを開放し、(仮)「ホーム保育」として拡大を図る。

○中心保育園には「ホーム保育」をバックアップするため「保育コーディネーター」を配置し、中心園との園児の交流や保育実施に伴う保育者の研修、保育相談等を行う。

○認可の要件

- ・対象 3歳未満児 3～6名
- ・保育室 (家庭などの空きスペースを活かして、最低基準に照らして、広さに応じて受け入れ定数の拡大は可能とする。ただし6人まで)
- ・保育体制 保育士または看護師の有資格者
職員定数は年齢別最低基準定数の配置(最低2名)
- ・調理体制 中心保育園からの支援体制をとる。
- ・行事等 中心保育園の行事等可能な活動に参加する。
- ・職員研修・休暇等の体制 中心園から支援体制などにより研修や休暇などを実施する。

*なお資格要件については、将来ファミリーサポートセンター、在宅支援サークル活動などの子育て支援者養成と同様に、独自資格を検討していくことも考えられる。

2) マイ保育園(かかりつけ保育園)

認可保育園が蓄積してきた保育に関する技術と能力を、地域の在宅子育て家庭に生かす。

○妊娠から幼児までの子どもを、最寄りの保育園に登録する

登録園の役割

- ・妊娠から誕生、幼児までの育児不安や離乳食などの相談
- ・「保育コーディネーター」を中心に在宅の親子の支援活動
(親子ひろば開設、育児講座の開催、親子サークル支援など)

3) 実施主体：市町村

4) 補助対象・補助内容

- ・「ホーム保育」「かかりつけ保育園」を採用する中心保育園に対して保育コーディネーター1名配置
- ・「ホーム保育」の園児には年齢別保育単価/保育料が適用される。(要検討)
- ・スペース料 等

5) 事業の展開、その他

①既存の市町村が行っている同種の事業について、整合を図るとともに、本制度に活用していく。

②全国私立保育園連盟がルネッサンス運動の一環として主催し、地方組織や会員園が地域に対して公募し、呼びかける。

例：ポスター貼付 「ホーム保育を開設しませんか」

「赤ちゃんが誕生したら、登録してください『かかりつけ保育園』」

検討の視点

- 児童人口が著しく減少した地域を含め、すべての子どもに、地域の子ども集団の中での成長を保障する観点から、地域の保育機能の維持向上の意義を考える必要があるのではないか。
- 認可保育所(小規模保育所)として保育所運営費が支弁されるためには、過疎地域であっても定員20人以上が必要とされている。一方、別の枠組みとして、へき地保育所(認可外保育施設)が平均入所児童数が10人以上で足りるものとして一定の支援対象となっている。また、家庭的保育事業については、家庭的保育者と補助者が、5人までの乳幼児を保育することを念頭においている。

こうした現行制度と、子ども集団の中での成長を保障する観点を踏まえ、児童人口が著しく減少した地域における定員規模の要件・事業運営方式・財政支援のあり方をどう考えるか。
- 児童人口が著しく少ない地域については、対象となる子どもの年齢に応じ、地域子育て支援拠点や児童館、放課後児童クラブなどの各種施設を設置することに困難があることも多く、関係者からも、保育所が地域の幅広い子育て支援の中核的な役割を果たしていくことに大きな意義があると指摘されている。

こうした指摘も踏まえ、地域の子育て支援の拠点として、また、地域社会の核としての保育所の多機能化を支援する仕組みをどうしていくか。
- 現に過疎地域における保育利用率は全国に比べ高いこと、現行のへき地保育所の入所決定は、市町村長が、保育を要する児童のほか、特に必要があるときはその他の児童についても可能とされていることも踏まえ、児童人口が著しく減少した地域、また周辺に幼稚園がない地域における保育所の機能と、保育の必要性の判断基準をどう考えるべきか。
- 児童人口が減少した地域において、保育を必要とするか否かにかかわらず、子ども集団を保障することが可能な仕組みとして認定こども園制度の活用も考えられるが、新制度における位置付けをどう考えるか。

第17回社会保障審議会
少子化対策特別部会

平成20年11月11日

資料4

情報公表・第三者評価等について

現行の情報公表・情報提供の仕組み①

(認可保育所に関する情報)

- 現行制度においては、市町村に対し、認可保育所の運営状況等に関する情報提供義務が課せられている。
- また、保育所に対して、地域住民への当該保育所の保育に関する情報提供の努力義務が課せられている。

◎ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第二十四条 (略)

2～4 (略)

5 市町村は、第一項に規定する児童の保護者の保育所の選択及び保育所の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における保育所の設置者、設備及び運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

第四十八条の三 保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

2 (略)

◎ 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)(抄)

第二十五条 法第二十四条第五項に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。

一 保育所の名称、位置及び設置者に関する事項

一の二 当該保育所が認定こども園(就学前保育等推進法第六条第二項に規定する認定こども園をいう。以下この条において同じ。)である場合にあつては、その旨

二 保育所の施設及び設備の状況に関する事項

三 次に掲げる保育所の運営の状況に関する事項

イ 保育所の入所定員、入所状況、職員の状況及び開所している時間

ロ 保育所の保育の方針

ハ 当該保育所が認定こども園である場合にあつては、就学前保育等推進法第四条第一項第三号及び第四号に掲げる子どもの数

ニ 当該保育所が私立認定保育所である場合にあつては、第二十四条の二第二項の規定により都道府県知事に届け出た選考の方法

ホ その他保育所の行う事業に関する事項

四 法第五十六条第三項の規定により徴収する額又は就学前保育等推進法第十三条第四項の規定による保育料の額に関する事項

四の二 当該保育所が認定こども園である場合にあつては、法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児以外の子どもに関する利用料の額

五 保育所への入所手続に関する事項

六 市町村の行う保育の実施の概況

② 法第二十四条第五項に規定する情報の提供は、地域住民が当該情報を自由に利用できるような方法で行うものとする。

◎ 保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号) (抄)

第一章 総則

4 保育所の社会的責任

(1) (略)

(2) 保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

第六章 保護者に対する支援

2 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援

(1) (略)

(2) 保護者に対し、保育所における子どもの様子や日々の保育の意図などを説明し、保護者との相互理解を図るよう努めること。

現行の情報公表・情報提供の仕組み② (認可外保育施設に関する情報)

- 現行制度においては、認可外保育施設に対し、利用料、保育士等の配置数及び勤務体制、保険に関する事項等について、都道府県に対する報告を義務付けている。
- 都道府県知事は、必要と認める事項を取りまとめ、市町村長に通知するとともに、公表するものとされている。

◎ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第五十九条の二の五 第五十九条の二第一項に規定する施設の設置者は、毎年、厚生労働省令で定めるところにより、当該施設の運営の状況を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、毎年、前項の報告に係る施設の運営の状況その他第五十九条の二第一項に規定する施設に関し児童の福祉のため必要と認める事項を取りまとめ、これを各施設の所在地の市町村長に通知するとともに、公表するものとする。

◎ 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)

第四十九条の七 法第五十九条の二の五第一項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項を都道府県知事の定める日までに提出することにより行うものとする。

- 一 施設の名称及び所在地
- 二 設置者の氏名及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地
- 三 建物その他の設備の規模及び構造
- 四 施設の管理者の氏名及び住所
- 五 開所している時間
- 六 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- 七 報告年月日の前日において保育している乳幼児の人数
- 八 入所定員
- 九 報告年月日の前日において保育に従事している保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制
- 十 保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制の予定
- 十一 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- 十二 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- 十三 その他施設の管理及び運営に関する事項

現行の情報公表・情報提供の仕組み③（認定こども園）

○ 現行制度においては、都道府県に対し、認定こども園を利用しようとする者に対し、施設の名称・所在地等を周知する義務が課せられている。

◎ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）

（認定こども園に係る情報の提供等）

第六条 都道府県知事は、第三条第一項又は第二項の認定をしたときは、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、当該認定を受けた施設において提供されるサービスを利用しようとする者に対し、第四条第一項各号に掲げる事項及び教育保育概要（当該施設において行われる教育及び保育並びに子育て支援事業の概要をいう。次条第一項において同じ。）についてその周知を図るものとする。第三条第三項の規定による公示を行う場合も、同様とする。

2（略）

（認定の申請）

第四条 前条第一項又は第二項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その申請に係る施設が同条第一項各号又は第二項各号に掲げる要件に適合していることを証する書類を添付して、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 施設の名称及び所在地

三 施設において保育する児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児の数（満三歳未満の者の数及び満三歳以上の者の数に区分するものとする。）

四 施設において保育する児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児以外の子ども数（満三歳未満の者の数及び満三歳以上の者の数に区分するものとする。）

五 その他文部科学省令・厚生労働省令で定める事項

2（略）

◎ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成十八年文部科学省・厚生労働省令第三号）

（法第四条第一項第五号の文部科学省令・厚生労働省令で定める事項）

第四条 法第四条第一項第五号の文部科学省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 認定を受ける施設について幼稚園、保育所又は児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものの別

二 認定こども園の名称

三 認定こども園の長（認定こども園の一体的な管理運営をつかさどる者をいう。）となるべき者の氏名

四 教育及び保育の目標並びに主な内容

五 第二条各号に掲げる事業のうち認定こども園が実施するもの

現行の情報公表・情報提供の仕組み④

(子育て支援事業)

○ 現行制度においては、市町村に対し、子育て支援事業に関する必要な情報提供の義務が課せられている。

◎ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第二十一条の十一 市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の提供を行うとともに、保護者から求めがあつたときは、当該保護者の希望、その児童の養育の状況、当該児童に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。

② 市町村は、前項の助言を受けた保護者から求めがあつた場合には、必要に応じて、子育て支援事業の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、子育て支援事業を行う者に対し、当該保護者の利用の要請を行うものとする。

③ 市町村は、第一項の情報の提供、相談及び助言並びに前項のあつせん、調整及び要請の事務を当該市町村以外の者に委託することができる。

④ 子育て支援事業を行う者は、前二項の規定により行われるあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

◎ 保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号) (抄)

第六章 保護者に対する支援

3 地域における子育て支援

(1) 保育所は、児童福祉法第48条の3の規定に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、次に掲げるような地域の保護者等に対する子育て支援を積極的に行うよう努めること。

ア 地域の子育ての拠点としての機能

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 地域の子育て支援に関する情報の提供

市町村による情報提供の例①（金沢市）



金沢子育てお役立ちBOOK コンテンツ

金沢子育て夢ステーション	4	▶
親子の遊び場、集いの場	6	▶
金沢市教育プラザ富樫	8	▶
妊娠・赤ちゃん	10	▶
保育園	14	▶
託児	24	▶
幼稚園	34	▶
相談	40	▶
助成	44	▶
グループ	48	▶
育休・再就職	50	▶
子どもの障害	52	▶
ひとり親	54	▶
子連れスポット	56	▶
体験・参加	72	▶
小学生	76	▶
子育て支援体系	79	▶
INDEX	80	▶



保 育 園

保育所は、保護者の仕事や病気などのため家庭で保育することができない場合に保護者に代わって就学前の乳幼児を保育する児童福祉施設です。金沢市には112カ所の保育所があり、その内訳は市立13カ所、私立98カ所、集立1カ所です。保育所への入所決定、保育料算定はすべて金沢市でおこなわれています。

保育所とは

管 轄	厚生労働省
目 的	日々保護者に代わって児童を保育すること
入所対象児	保護者の就業・病気などの事情により、家庭で保育することができないと認められた0歳から小学校入学前の児童
開 所 時 間	おおむね7:00～19:00まで
保 育 時 間	原則1日8時間
申 込	10月が次年度当初からの入所申込み時期。年度途中からの申込みは、定員に余裕があれば随時受け付けます。手続きは直接希望の保育所へ

【保育料】

▼同一世帯で2人以上入所されている場合

・第2子については、額の2分の1相当額

（第1子、第2子が共に3歳未満のとき第2子は3分の1相当額）

・第3子以降については無料になります

※幼稚園、認定こども園、金沢こども医療福祉センター、くれよんはうす、同なかよしはうすに入所・通所している場合も保育料算定対象人数に含まれます。

▼所帯税と市民税の非課税世帯で、ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯の場合は、申請により保育料が免除（P54参照）

▼疾病により連続して半月以上欠席した場合、課税あり

真こども福祉課 電話220-2299

2人、3人同時入所の場合は料率制限があります
認定こども園の園児に入園しているお子さんに対処



こどもすくすくランド

「保育園ってどんなところ？」子どもの健やかな成長、家庭の大切さ、子育ての楽しさについて、市民の理解を深めることを目的に開催される年に1度のイベントです。市内の全保育園が、園紹介や子育てノウハウの情報を提供します。乳児コーナー、相談コーナー、ゲームコーナー、展示物など、親子で楽しめるイベントが盛りだくさんです。真社会福祉協議会保育課 電話231-3571



保育料一覧 (参考)平成19年度の金沢市の保育料は次のとおりです。



＜平成19年度＞

階級区分	各月初日の保育児童の属する世帯の課税状況	3歳以上児 (1人につき)	3歳未満児 (1人につき)
A階級	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
B階級	市民税非課税世帯	2,400円	3,500円
C1階級	市民税均等課税の課税のみの世帯	6,500円	9,500円
C2階級	市民税所得割課税世帯	9,400円	12,400円
D1階級	所得税の額9,000円未満の世帯	13,100円	16,200円
D2階級	所得税の額9,000円以上15,300円未満の世帯	16,600円	19,100円
D3階級	所得税の額15,300円以上45,000円未満の世帯	21,500円	23,600円
D4階級	所得税の額45,000円以上72,000円未満の世帯	23,400円	29,500円
D5階級	所得税の額72,000円以上85,500円未満の世帯	25,300円	35,100円
D6階級	所得税の額85,500円以上176,000円未満の世帯	26,100円	39,500円
D7階級	所得税の額176,000円以上160,000円未満の世帯	27,800円	42,700円
D8階級	所得税の額160,000円以上459,000円未満の世帯	27,900円	45,400円
D9階級	所得税の額459,000円以上の世帯	27,800円	46,300円

※なお、保育料は、年度によって変更されていることがあります。詳しくは、金沢市こども福祉課までお問い合わせください。

認定こども園

保育園と幼稚園のそれぞれの利便を活かしながら、保護者が働いている、いないに関わらず就学前の子どもを受け入れて、幼児教育・保育が一体的におこなわれています。園児の住居や親子の集いの場なども提供しています。

■みやこのもりこども園

材木町13-40（材木保育園、桜華幼稚園） 電話221-6588

【延長保育】

開所時間（7時～18時）を超えても施設入所の保育料が1時間単位で延長責任しています。22時まで預かる園もあります。保育所一覧（P19～参照）
※18時まではおやつ代として300円がかかります。（P26参照）

※保育所によって若干異なりますので、ご確認ください。

【乳児保育】

夜休休暇明けから受け入れてもらえます。保育所一覧（P19～参照）



【年末保育】

年末も使いたい保育園の方のために12月29日、30日の両日預かってもらえます。施設保育所、保育所一覧（P19～参照）
※通常保育とは別に年末保育料が必要（3歳未満は1,700円、3歳以上は1,900円）

【統合保育】

自身の発達に遅れを来すると判られる児童や、発達障害が該当と認められる児童を一般の児童とともに集団で預かってもらえます。施設保育所、保育所一覧（P19～参照）

【休日保育】日曜・祝日も出勤する保護者のために児童を預かってもらえます。

※下記の園に入所している子どもも対象

施設名	住所	電話番号
小瀬町保育園	小瀬町8-23	221-0984
大川児童生活センター	本町1-2-16	233-1649
大宮町児童生活センター	妙町3-1-15	241-4030
大宮町保育園	東原町8-22	221-6611
大宮児童生活センター	香林坊2-5-24	231-3456
大宮保育園	香林坊2-5-24	231-3456
大宮児童生活センター	豊町38-1	266-1711

【休日一時保育】

日曜・祝日に、保護者の病気や急病、冠婚葬祭、育児ワークショップのため、一時的に子どもの世話が困難になった場合預かってもらえます。（P26参照）

施設名	住所	電話番号
中村町保育園 子育てセンター	中村町15-7	241-9837

【一時保育】

保護者が、病気や冠婚葬祭など、一時的に子どもの世話ができない場合や、育児ワークショップするためなど預かってもらえます。（P26参照）

【24時間保育】

勤務時など、夜通し勤務している保護者を対象に子どもを預かってもらえます。1児童につき週3回以内で、17時～翌朝9時までの預かりです。日曜から金曜まで実施されています。（当日または空きが当日のときも同様）
※金沢市内の保育園に入所している子どもも対象

【24時間保育】

【登録料】
年間を通して10名程度
【申込】
申請、登録後、1ヶ月単位で毎月までに申し込み、空きがあれば随時入所可能。
【利用料金】
泊まりの場合2,000円/日
(22:00までは300円/日)
(25:00までは500円/日)

【夜間保育】

夜間働いている保護者の方々のため、深夜まで預かってもらえます。

※下記の園に入所している子どもも対象

施設名	保育時間
大宮児童生活センター	11:00～22:00 (延長保育 9:00～11:00、 22:00～2:00)
大宮第二児童センター	保育時間/11:00～22:00 (延長保育 7:00～11:00)

※一般の保育園の入所申し込み期と方法は同じ、空きがあれば随時入所可能です。
※通常保育料とは別に延長保育料などが
必要です。

【病児保育】

以下の保育園に在籍している患児の病児保育をおこないます。

・ニコニコ保育園 ・光保育園 ・旭光保育園
※保護者の同意と医師一時保育（P27）とは別です。

【児童トワイライトステイ（夜間預かり）】

※18歳未満の子ども対象
保護者の仕事上、恒久的に夜間におたり、児童の良育が困難な場合預かってもらえます。（P29参照）

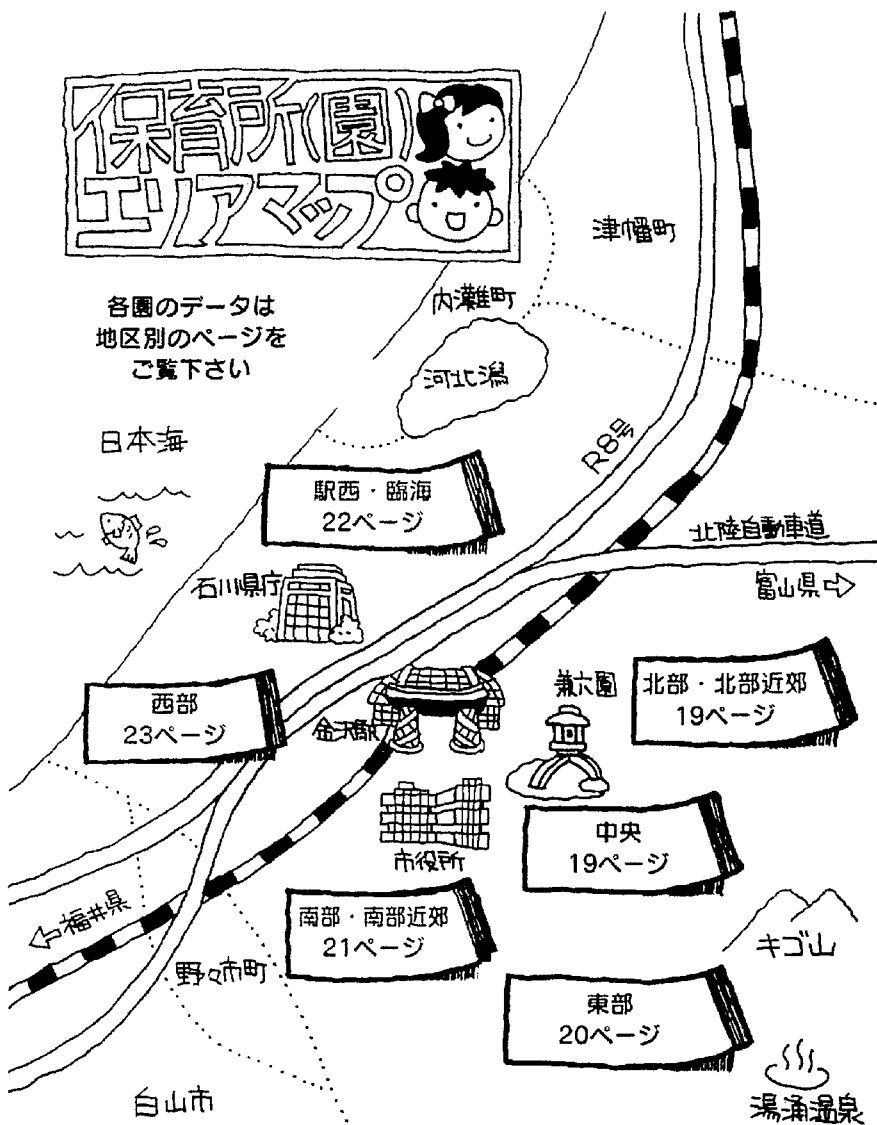
【子育て支援センター】

保育園（園）に併設され、遊び場の提供、育児相談、育児ワークショップへの支援、妊婦さんへの相談などがおこなわれています。（P58参照）

【金沢子育て夢ステーション】

身近な子育ての支援拠点として市内の保育園97ヶ所が登録されています。（P4参照）





各園のデータは
地区別のページを
ご覧下さい

※保育所(園)は小学校区に関係なく選ぶことができます。
 ※記載のデータについては20年度の状況です。
 ※一時保育拠点…一時保育を重点的に実施する保育所です。(P26参照)
 ※その他…子/子育て支援センター、幼/幼児相談室、休/休日保育、休一/休日一時保育
 24/24時間保育、夢/金沢子育て夢ステーション、夜/夜間保育、病/病児保育

保育所(園)一覧

名称	マップ	住所	電話番号	経営	開所時間	延長時間	定員	乳児	一時	年末	統合	小学	その他
								保育	保育	保育	保育	校区	
石川順生保育園	F9-101	本町1-2-16	233-1649	社福	7:00~18:00	~19:00	90	2	○	○	○	中央	子、休
双葉保育園	F9-102	香林坊2-5-24	231-3456	社福	7:00~18:00	~22:00	90	2	○	○	○	中央	休
双葉第二保育園	F9-103	香林坊2-5-24	231-3456	社福	11:00~22:00	7:00~11:00	30	2	○	○	-	中央	夜、休
富貴前保育園	F10-104	長町1-5-30	263-5906	社福	7:00~18:00	~20:00	120	2	○	○	○	中央	
高土堀保育園	F9-105	長町3-11-17	264-1900	社福	7:00~18:00	~19:00	90	2	○	○	○	中央	
さいび園	F9-106	長土堀1-2-9	231-5460	社福	7:00~18:00	~19:00	60	2	○	-	○	中央	夢
永井園南保育園	G11-107	菊川2-8-13	231-3429	社福	7:30~18:30	~19:00	60	2	○	○	○	菊川町	
風車町保育園	F8-108	粗草町8-22	221-6611	社福	7:00~18:00	~19:30	80	2	○	○	○	明成	休、夢
まこと保育園	G9-109	尾張町2-16-86	231-5474	社福	7:00~18:00	~19:00	60	2	○	○	○	味噌蔵町	
＜金沢北部・北部近郊地区＞													
八田保育園	H4-110	八田町栗572	258-0333	市立	7:00~18:00	~19:00	106	2	○	○	○	森本	夢
まこと保育園	I5-111	南森本町又139	258-0758	社福	7:00~18:00	~19:00	90	2	○	○	○	森本	夢
まこと第二保育園	H5-112	弥勒町力112	257-1260	社福	7:00~18:00	~19:00	120	2	○	○	○	森本	夢
双葉保育園	I6-113	吉原町ヨ1	258-0332	市立	7:00~18:00	~19:00	81	2	○	○	○	森本	夢
花園保育園	J3-114	岸川町に46	258-0158	市立	7:00~18:00	~19:00	70	2	○	○	○	花園	夢
三好保育園	C2-115	宮野町ホ79	257-5404	市立	7:00~18:00	~19:00	40	2	○	○	○	三谷	夢
神山保育園	G8-116	元町1-7-7	252-0448	市立	7:00~18:00	~19:00	95	2	○	○	○	森山町	幼、夢
たぎび女保育園	G9-117	東山2-18-9	252-2662	社福	7:00~18:00	~19:00	45	2	○	○	○	森山町	夢
光保育園	G8-118	神宮寺1-11-15	252-9750	社福	7:00~18:00	~19:00	150	2	○	○	○	森山町	子、病
神谷保育園	I6-119	聖田町南86-3	258-0721	市立	7:00~18:00	~19:00	79	2	○	○	○	不動寺	夢
浅野保育園	F8-120	京町3-43	252-1550	社福	7:00~18:00	~19:00	90	2	-	○	○	浅野町	
かみや右保育園	H7-121	神谷内町へ29	251-1250	社福	7:00~18:00	~19:00	120	2	○	○	○	小坂	夢
小金保育園	H7-122	小坂町ケ120-4	252-6800	社福	7:00~18:00	~19:00	60	2	○	○	○	小坂	夢
金沢保育園	G7-123	三池町145	252-7814	社福	7:00~18:00	~19:00	180	2	○	○	○	小坂	夢
山王保育園	I9-124	山王町2-85	252-0135	社福	7:00~18:00	~19:00	120	2	○	○	○	夕日寺	夢
千坂保育園	H6-125	正田町ハ302	258-1321	社福	7:00~18:00	~19:00	120	2	○	○	○	千坂	夢
馬場保育園	G9-126	東山3-29-22	252-1414	社福	7:00~18:00	~19:00	60	2	○	○	○	馬場	
かみや保育園	C3-127	二保町ハ5-1	236-1044	社福	7:00~18:00	~19:00	45	6	○	○	○	医王山	

一時保育 (保育園以外) のおこなう半日程度の保育です。

保護者が病気や冠婚葬祭など一時的に子どもの世話ができない場合や、リフレッシュを希望するお母さまに預かってもらえます。定員の保育所の都合で当日受け入れられない場合もあります。事前に予定が決まっている場合は、早めに申し込みをおこなってください。

●各保育所(実施している保育所は保育所一覧(P19)参照)
 図350円/日(標準)

※昼食: 園食提供の場合、標準1300円、昼食代100円
 園実施保育所、こども福祉課 電話220-2299

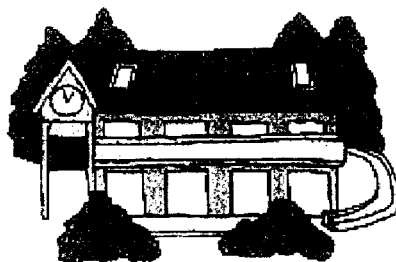


一時保育拠点保育所

- ◆平成19年4月現在
- 金石保育所
- 森山保育所
- 三鶯保育所
- 光が丘保育所
- 八日市保育所
- 大浦保育園
- 真金沢保育園
- まどか第二保育園
- かみやち保育園
- 眞行寺むつみ苑保育所
- みなと第二保育園
- 長土堀保育園
- 野雲保育所
- 泉が丘保育園
- 龍雲寺保育園
- わかば保育園
- 安徳保育園
- 梅光保育園
- 若松保育園
- 上野保育園
- 矢木保育所
- 材木保育園

●詳細は問い合わせください。

希望する保育所に一時保育を受け入れてもらえない場合は、一時保育拠点保育所に問い合わせてください。



病児一時保育 ※病気、転居時のおこなう保育です。

子どもが病気になり、保護者が仕事などの都合で世話ができない場合に預かってもらえます。各保育所は居住5ヶ所の移居・転居先でおこなわれていますが、定員に限りがあるので、場合によってはキャンセル待ちになることもあります。病児の一時的な保育は、民間・市民グループなどでも実施しているところもあるので相談してみましょう。



名称	聖霊乳児病院 アイサービスセンター TEL: 220-1101	衛生クリニック 「はつとルーム」 TEL: 241-6722	城北病院病児保育室 「はつとルーム」 TEL: 263-0005
住所	長町2-5-30	平和町3-5-2	保町20-8
電話番号	223-2980	241-9062(直線) 241-8510(FAX)	263-0561
対象	0歳~8歳(就学前)	0歳~小学生	0歳~小学生
定員	4名	4名	4名
料金	2,000円/日 (食事、おやつ含む)	2,000円/日 (食事、おやつ含む)	2,000円/日 (食事、おやつ含む)
保育時間	月~土 8:00~18:00	月~金 8:15~16:00	月~金 8:00~16:00
休園日	日、祭休日、 休園年始(12/30~1/3)、 5/1、8/25	土、日、祭休日、 休園年始(12/30~1/3)、 5/1、8/15	土、日、祭休日、 休園年始(12/30~1/3)、 5/1、8/15
●申込	●電話予約。 当日は0:00~、前日予約は 18:00まで受け付けます。(当 日か前日のみの受付)	●前日、または当日17:00 コック外線まで、もしくは はつとルーム直通電話に て申し込み。	●電話予約 18:00~18:00

名称	南井小児科内科病院 「にのすの里」 TEL: 262-8550	引田小児科医院 「ひまわりの一ひ」 TEL: 231-0103
住所	鬼田1-10-3	片町2-13-13
電話番号	262-8551	231-0103
対象	0歳~小学生	0歳~小学生
定員	4名	子どもの数に、お母さまの 人数により異なります
料金	2,000円/日 (食事、おやつ含む)	500円/日(日、夜22:00~) ×元金割5割、一日割引きあり
保育時間	月~金 9:00~17:00	月~日 8:00~18:00(夜間)
休園日	土、日、祭休日 おまわり休園日	土、日、祭休日
●申込	●事前に南井小児科内科病 院の受付にある登録用紙を 用意。(初回はのみ) ●当日18:00までに電話して、 電話で予約、当日も定員に 達するまでは受け付け可能。	●電話予約が必要で、急 患程度が考えられるは、受入 ができないこともあります。



市町村による情報提供の例②（静岡市）

も く じ

平成20年度 しずおかし 子育てハンドブック



子育てハンドブックはホームページでもご覧いただけます!!
<http://www.city.shizuoka.jp/depts/kosodate/khb-index.html>

POLE POLE子育て	
子どもの育ちと子育てのポイント	1～6
赤ちゃんが泣いたときに	7～10
子どもを上手にほめる5つのポイント	10
子どもの病気・事故・けが	11～16
子どもの発達がちょっと気がかりなとき	17～19
絵本を介し、親子のふれあいを!	20
子連れでお出かけ～友だちつくる～	
地域子育て支援センターってどんなところ?	21～22
つどい広場、子育てサークル	23
中央子育て支援センター（ほっと、チャイルド）	24
子育てトークに参加してみませんか	25
児童館	26
あそび・子育ておしゃべりサロン	26
保育園・幼稚園が行う子育て相談・園庭開放	26
保健福祉センターに行ってみよう	27～29
子どもを預けるとき	
保育施設の種類の	30
保育園一覧	31～34
幼稚園一覧	35～40
乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育室）	40
ファミリー・サポート・センターってどんなところ?	41
「生き生き子育て緊急サポート」ってなに?	42
幼稚園と保育園の一日	43～44
楽しいよ! 放課後児童クラブ	45～46
知っておきたい…手当と助成制度	
児童手当	47
子ども医療費助成制度	48
幼稚園就園奨励費補助	49～50
児童扶養手当	51
交通通学等福祉手当、母子家庭等医療費助成制度	52
母子寡婦福祉資金貸付制度	52
日常生活支援、ひとり親家庭生活支援	53
子育て短期支援事業（シコートステイ）	54
子育て支援ヘルパ 派遣事業	54
子育て優待カード事業	55
こんなときの相談は	56～58
かかりつけ医を見つけよう	59～67
認可外保育施設一覧	68

子育て支援センター

子育てサークル

ファミリー・サポート・センター

児童館

子育て支援センター

子連れでお出かけ～友だちつくるう～

地域子育て支援センターってどんなところ？

市内14の保育園に設置されている「地域子育て支援センター」では、お子さん連れで遊びながら、情報交換や仲間づくりをすることができるほか、子育ての不安や悩みについての相談もしてもらえます。また、育児講座や保育園の季節の行事への招待などもあります。お近くのセンターをお気軽にご利用ください。

子育て支援センター 北安東

電話・来室相談 毎週月曜日～金曜日 9時30分～16時
センター開放日 毎週月、水、金曜日 10時～11時30分

※区北安東町1丁目29-24 北安東保育園内 ☎246-1180

子育て支援センター 小百合

電話・来室相談 毎週月曜日～金曜日 9時～16時 土曜日 9時～14時
センター開放日 毎週月曜日～金曜日 9時～16時 土曜日 9時～14時

※区上沢馬15-28 小百合キッズパーク内 ☎250-8101

子育て支援センター しずはな

電話・来室相談 毎週月曜日～土曜日 9時～15時
センター開放日 毎週月曜日～金曜日 9時～15時

※区桜木町3 緑樹保育園内 ☎224-0600

子育て支援センター 城東

電話・来室相談 毎週月曜日～金曜日 10時～16時
センター開放日 毎週月曜日～金曜日 10時～12時、13時～16時

※区城東町24-1 城東保健福祉センター内 ☎249-3156

子育て支援センター 殿様第二

電話・来室相談 毎週月曜日～金曜日 9時30分～16時
センター開放日 毎週月、火、木曜日 10時～11時30分

※区芝島17-1 殿様第二保育園内 ☎778-2256

子育て支援センター 東豊田

電話・来室相談 毎週月曜日～金曜日 9時30分～16時
センター開放日 毎週月曜日～金曜日 10時～15時

※区区田吉田内1丁目7-29 東豊田保育園内 ☎281-6455

子どもを預けるとき

お父さんが小学生に入学するまでの間利用できる保育施設や制度には、次のようなものがあります。できるだけ見学をして、預かる時間、保育の内容、利用料や設備等を事前に十分に確認してから利用してください。

★保育施設の種類の

保育施設の種類	内容	電話番号
認可保育所	○保護者・同居の家族のお仕事や病気などの事情があるご家庭から、月中お子さんをお預かりするときに、心身の健全な発達を図ります。 〈保育料〉各家庭の前年度の所得により決まります。 〈対象児童の年齢・保育時間〉 区により異なります。(P31～34参照)	区役所の保育児童課 または保育園へ (P31～34参照)
幼稚園	○幼児が止論に思い立った遊びを通して、総合的な学習をする教育施設です。 〈保育料・児童の年齢・就園時間〉 区により異なります。(P35～40参照)	幼稚園へ (P35～40参照)
認可外保育施設	○保護者の希望に応じて保育をする施設です。保育園・幼稚園では預からない夜間や休日の保育を実施する施設もあります。 〈保育料・対象児童の年齢・保育時間〉 施設により異なります。	認可外保育施設へ (P66参照)
保育所の一時保育	○保育園に通っていないお子さんを、下記のような事情があるときに、一時お預かりします。 ①保護者の週に2～3日程度の就労等 ②保護者の病気・出産・冠婚葬祭等 ③保護者の育児疲れの解消等 ④日の利用料 園に直接問い合わせください。 〈保育時間〉(概ね平日の8:30～16:30) 園に直接問い合わせください。	保育園へ (P31～34参照)

★保育園

詳しいことは、福祉事務所保育課または各保育園までお問い合わせください。
 (駿河区 ☎221-1095、駿河区 ☎287-8673、清水区 ☎354-2358)

公立保育園一覧表 (駿区・駿河区)

園名	所在地	電話	対象年齢	開所時間	定員	一時
1 知常町 駿区 新富町三丁目21-2		252-2745	3歳~就学前	7:00~19:00	120	◎
2 城東 駿区 城東町34-11		245-5067	4歳~就学前	7:00~19:00	130	○
3 長沼 駿区 長沼二丁目18-3		261-1241	産休明け~就学前	7:00~19:00	140	◎
4 上土 駿区 古川西丁目2-11		261-8024	産休明け~就学前	7:30~18:00	150	○
5 田町 駿区 田町一丁目79		252-8374	産休明け~就学前	7:00~19:00	100	○
6 麻蔵 駿区 山崎一丁目17-1		278-9721	産休明け~就学前	7:30~18:00	120	◎
7 中薬科 駿区 大原1237		279-0002	産休明け~就学前	7:30~18:00	70	○
8 安倍山 駿区 安倍山町地3-1		296-0345	産休明け~就学前	7:30~18:00	60	◎
9 鎌名川 駿区 鎌名川一丁目21-40		262-5940	産休明け~就学前	7:00~19:00	160	○
10 服部第二 駿区 羽高172-1		278-2217	産休明け~就学前	7:00~19:00	130	○
11 安東 駿区 安東二丁目11-17		245-8227	3歳~就学前	7:00~19:00	60	○
12 八幡 駿河区 八幡二丁目15-20		285-4049	産休明け~就学前	7:00~19:00	120	○
13 井宗 駿河区 井宗五丁目16-7		259-2702	産休明け~就学前	7:30~18:00	90	◎
14 東豊田 駿河区 東吉田六丁目7-29		261-6320	産休明け~就学前	7:00~19:00	145	○
15 小黒 駿河区 小黒一丁目7-5		285-3718	産休明け~就学前	7:30~18:00	90	○
16 登呂 駿河区 登呂三丁目19-1		285-8592	産休明け~就学前	7:00~19:00	155	◎
17 丸手 駿河区 丸手二丁目18-32		259-0810	産休明け~就学前	7:00~19:00	130	○
18 中田 駿河区 馬場四丁目2-29		282-7905	産休明け~就学前	7:00~19:00	190	◎
19 中村町 駿河区 中村町94		281-9832	産休明け~就学前	7:00~19:00	190	◎
20 下川原 駿河区 下川原六丁目9-26		258-5958	産休明け~就学前	7:00~19:00	180	◎
21 富士見台 駿河区 富士見台二丁目1-44		262-6188	産休明け~就学前	7:00~19:00	160	○
22 東新田 駿河区 東新田四丁目1-40		257-0256	産休明け~就学前	7:00~19:00	190	◎
23 広野 駿河区 広野六丁目11-1		259-5135	産休明け~就学前	7:30~19:00	120	◎
24 高松 駿河区 高松二丁目7-14		237-6740	産休明け~就学前	7:30~18:00	140	◎

★開所時間や定員は変更する場合があります。
 ☆一時保育は安東保育園を除く全区で実施しています。「◎」の園は受け入れ人数の多い園です。(P34参照)

山間地保育園

園名	所在地	電話	対象年齢	開所時間	定員
1 大内内 駿区 平野58		293-2332	3歳~就学前	8:00~17:00	30
2 柳ヶ島 駿区 柳ヶ島544-4		269-2004	3歳~就学前	8:00~17:00	30
3 大川 駿区 大川上1239-4		291-2123	3歳~就学前	8:00~17:00	30

認可外保育施設一覧表

平成19年4月1日現在

施設名	所在地	電話
〈一般〉		
私立ひばり幼児園	駿区上土2-14-40	261-7541
ともえ保育園	駿区上土1-17-96	261-3026
おそろセンターガーデン	駿区北226-1	246-2213
保育所ちびっことランドかわい園	駿区上土2-17-5	208-0881
築保育園	駿河区有東2-2-21	283-0826
リカセミナー・マインスクール	駿河区下川原2-34	256-2170
保育所ちびっことランド静岡いしだ園	駿河区石白3-15-12	288-7063
保育所ちびっことランド安倍川駅前園	駿河区みどり4-8-4	258-8195
〈ベビーホテル〉		
たんぽぽハウス	駿区七間町5-1-33	271-9298
ひよこランド	駿区昭和町8-2-2階	274-0332
静岡市静岡中央子育て支援センター	駿区泉原町2-1-1 3階	254-2287
みんなよいこ	駿区川辺町2-3-8	270-7267
ここは保育サ・ビスセンター	駿区1近町2-4-15 2階	205-5200
リズムキッズランド	駿区馬場町117-1 2階	254-2687
マザーグース	駿区泉原町2-1-9	221-7388
託児園はるーはるう	駿河区曲金2-4-3	288-2666
東海ホームヘルパー	駿河区八幡4-6-11	285-5070
保育ルーム ゼリービーンズ	駿河区馬場3-7-1 5号室	285-1027
〈幼児教育〉		
MKイングリッシュ・プリスクール	駿区北1715-1	247-8826
〔有〕松清学園 子供の家	駿区双葉町3-15	252-0687

清水区

施設名	所在地	電話
〈一般〉		
ヒッポ保育園	清水区江尻台町22-24	363-1027
つくしんぼ乳児園	清水区大坪2-14-1	326-4675
南清籠愛児園	清水区逸分1-2-21	366-1676
もんもん共同保育園	清水区山原48	366-6842
〈ベビーホテル〉		
静岡市清水中央子育て支援センター	清水区島崎町149-91 清水テルサ1階	355-3511
アイアイトルドレン	清水区興津東町123	369-6111

※この一覧には、児童福祉法による設置の届出が完了している施設を掲載しています。

よい保育施設の選び方 十か条

- 一 まずは情報収集を
- 二 事前に見学を
- 三 見た目だけで決めないで
- 四 部屋の中まで入って見て
- 五 子どもたちの様子を見て
- 六 保育する人の様子を見て
- 七 施設の様子を見て
- 八 保育の方針を聞いて
- 九 預けはじめてからもチェックを
- 十 不満や疑問は速直に

「よい保育施設の選び方十か条 (平成12年12月厚生省)」より

他の社会保障制度における情報提供制度の例①（医療）

医療機能情報の提供制度の創設

平成19年4月1日施行

医療機関に対し、医療機関の医療機能に関する一定の情報について、都道府県への報告を義務付け、都道府県が情報を集約してわかりやすく提供する仕組みを創設（薬局についても同様の仕組みを創設）

改正前制度

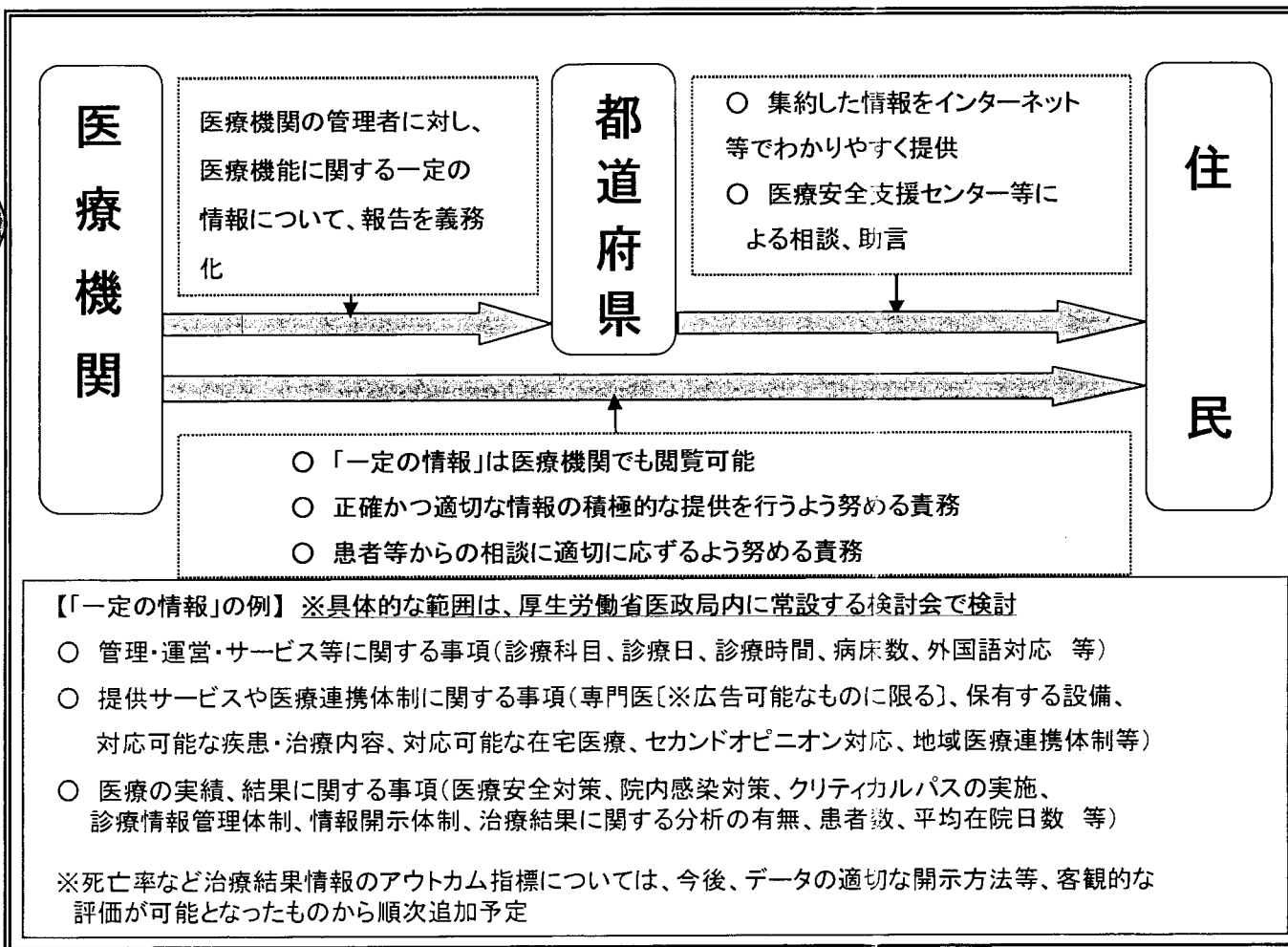
【患者が医療情報を得る手段】

- 医療機関の行う広告
 - インターネット等による広報
 - ※ 医療機関側による任意の情報
 - 利用者に対する医療機関内の院内掲示
- 等

【見直しの視点】

- 必要な情報は一律に提供
- 情報を集約化
- 客観的な情報をわかりやすく提供
- 相談・助言機能の充実

現行制度



医療機関の医療機能に関する情報【病院】

1.管理・運営・サービス等に関する事項		注記
(1)基本情報		
1	病院の名称	※正式名称(フリガナ)・英語表記(ローマ字表記)
2	病院の開設者	
3	病院の管理者	
4	病院の所在地	※郵便番号・住所(フリガナ)・英語表記
5	案内用電話番号及びファクシミリ番号	
6	診療科目	※医療法施行令第3条の2に基づく診療科目名
7	診療日(診療科目別)	※表記方法は都道府県の任意
8	診療時間(診療科目別)	※表記方法は都道府県の任意
9	病床種別及び届出・許可病床数	
(2)病院へのアクセス		
10	病院までの主な利用交通手段	※表記方法は都道府県の任意
11	病院の駐車場	有無
		駐車台数
		有料・無料の別
12	案内用ホームページアドレス	
13	案内用電子メールアドレス	
14	外来受付時間(診療科目別)	※表記方法は都道府県の任意
15	予約診療の有無	※表記方法は都道府県の任意(診療科の別、初診・再診の別、予約用電話番号等)
16	時間外対応	※別表
17	面会の日及び時間帯	
(3)院内サービス等		
18	院内処方の有無	
19	対応することができる外国語の種類	※表記方法は都道府県の任意
20	障害者に対するサービス内容	※別表
21	車椅子利用者に対するサービス内容	※別表
22	受動喫煙を防止するための措置	※別表
23	医療に関する相談に対する体制の状況	医療に関する相談窓口の設置の有無
		相談員の人数
24	病院内の売店又は食堂の有無	
25	入院食の提供方法	

(4)費用負担等		
26	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	※別表
27	選定療養	「特別の療養環境の提供」に係る全病床に占める差額ベッド数及びその金額
		「予約に基づく診察」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額
		「保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額
		「病床数が200以上の病院について受けた初診」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額
		「病床数が200以上の病院について受けた再診」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額
28	治験の実施の有無及び契約件数	報告を行う年度の前年度の治験実施に係る契約件数
29	クレジットカードによる料金の支払いの可否	
30	先進医療の実施の有無及び内容	※記入式(文字数等の制限可)
2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項		
(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス		
31	専門医の種類及び人数	※別表
32	保有する施設設備	※別表
33	併設している介護施設	※別表
34	対応することができる可能な疾患・治療内容	※別表
35	対応することができる短期滞在手術	※別表
36	専門外来の有無及び内容	※記入式(文字数等の制限可)
37	健康診断、健康相談の実施	健康診断実施の有無及び内容
		健康相談実施の有無及び内容
38	対応することができる予防接種	※別表
39	対応することができる在宅医療	※別表
40	対応することができる介護サービス	※別表
41	セカンド・オピニオンに関する状況	セカンド・オピニオンのための診療情報提供の有無
		セカンド・オピニオンのための診療の有無及び料金
42	地域医療連携体制	医療連携体制に対する窓口設置の有無
		地域連携クリティカルパスの有無
43	地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に対する窓口設置の有無	

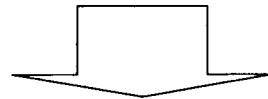
3. 医療の実績、結果に関する事項			
44	病院の人員配置	医療従事者の人数	※別表
		外来患者を担当する医療従事者の人数	※別表
		入院患者を担当する医療従事者の人数	※別表
45	看護師の配置状況		※一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床別の看護配置
46	法令上の義務以外の医療安全対策	医療安全についての相談窓口設置の有無	
		医療安全管理者の配置の有無及び専任又は兼任の別	
		安全管理部門の設置の有無及び部門の構成員の職種	
		医療事故情報収集等事業への参加の有無	
47	法令上の義務以外の院内感染対策	院内感染対策を行う者の配置の有無及び専任又は兼任の別	
		院内感染対策部門の設置の有無及び部門の構成員の職種	
		院内での感染症の発症率に関する分析の実施の有無	
48	入院診療計画策定時における院内の連携体制の有無		
49	診療情報管理体制	オーダーリングシステムの導入の有無及び導入状況	
		ICDコードの利用の有無	
		電子カルテシステムの導入の有無	
		診療録管理専任従事者の有無及び人数	
50	情報開示に関する窓口の有無		
51	症例検討体制	臨床病理検討会の有無	
		予後不良症例に関する院内検討体制の有無	
52	治療結果情報	死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数等治療結果に関する分析の有無	
		死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数等治療結果に関する分析結果の提供の有無	
53	患者数	病床種別ごとの患者数	前年度の1日平均患者数
		外来患者の数	前年度の1日平均患者数
		在宅患者の数	前年度の1日平均患者数
54	平均在院日数		前年度の日数
55	患者満足度調査	患者満足度調査実施の有無	
		患者満足度調査結果の提供の有無	
56	(財)日本医療機能評価機構による認定の有無		

他の社会保障制度における情報提供制度の例②（介護）

介護サービス情報の公表制度の主旨

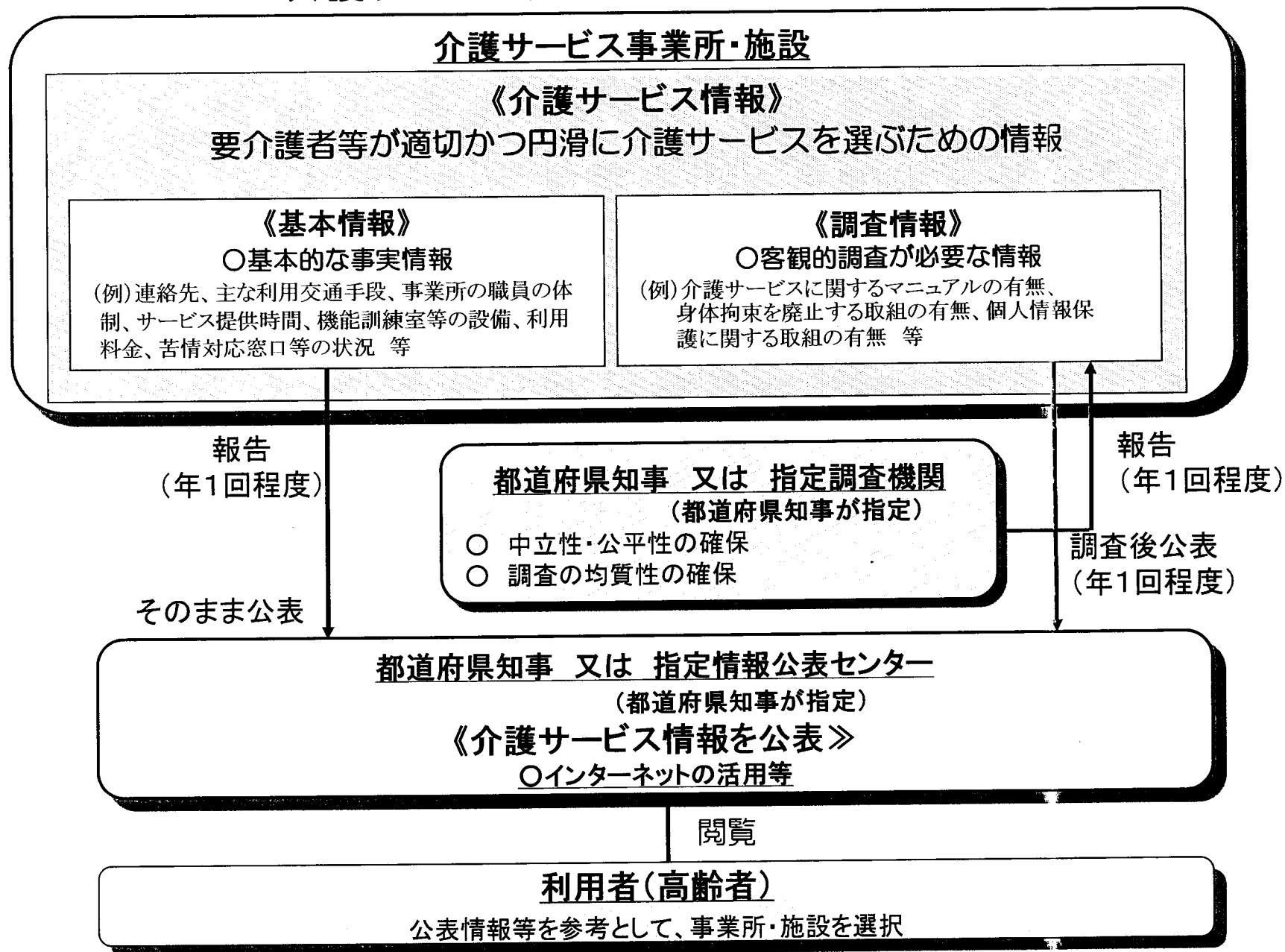
【介護サービス情報の公表の制度とは】

- ・ 基本的に全ての介護サービス事業所が、利用者の選択に資する情報を自ら公表し、標準化された項目についての情報を第三者が客観的に調査・確認し、定期的に公表される仕組み
- ※ 事業所の評価、格付け、画一化を目的としない。
- ※ 情報について、公平に、いつでも、誰でも閲覧可能とするため、インターネットでの情報開示を基本とする。
- ・ 利用者が介護サービス事業所を比較検討・選択することを支援
- ・ 事業者の努力が適切に評価され選択されることを支援



- ・ 利用者が介護サービス事業所に関する情報を入手し、活用することで、主体的に適切な介護サービス事業所を選択することができる。
- ・ 利用者の選択が適切に機能することで、介護サービス事業所においてはサービス改善への取組が促進され、サービスの質による競争が機能することにより、介護サービス全体の質の向上が期待される。

介護サービス情報の公表制度の仕組み



介護サービス情報の公表事項① 【報告事項】

- 一 事業所又は施設（以下この表において「事業所等」という。）を運営する法人又は法人でない病院、診療所若しくは薬局（以下この号において「法人等」という。）に関する事項
 - イ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先
 - ロ 法人等の代表者の氏名及び職名
 - ハ 法人等の設立年月日
 - ニ 法人等が介護サービスを提供し、又は提供しようとする事業所等の所在地を管轄する都道府県の区域内において提供する介護サービス
 - ホ その他介護サービスの種類に応じて必要な事項
- 二 当該報告に係る介護サービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項
 - イ 事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先
 - ロ 介護保険事業所番号
 - ハ 事業所等の管理者の氏名及び職名
 - ニ 当該報告に係る事業の開始年月日若しくは開始予定年月日又は指定若しくは許可を受けた年月日（指定又は許可の更新を受けた場合にはその直近の年月日）
 - ホ 事業所等までの主な利用交通手段
 - ヘ その他介護サービスの種類に応じて必要な事項
- 三 事業所等において介護サービスに従事する従事者（以下この号において「従業者」という。）に関する事項
 - イ 職種別の従業者の数
 - ロ 従業者の勤務形態、労働時間、従業者一人当たりの利用者、入所者又は入院患者数等
 - ハ 従業者の当該報告に係る介護サービスの業務に従事した経験年数等
 - ニ 従業者の健康診断の実施状況
 - ホ その他介護サービスの種類に応じて必要な事項
- 四 介護サービスの内容に関する事項
 - イ 事業所等の運営に関する方針
 - ロ 当該報告に係る介護サービスの内容等
 - ハ 当該報告に係る介護サービスの利用者、入所者又は入院患者への提供実績
 - ニ 利用者等（利用者又はその家族をいう。以下同じ。）、入所者等（入所者又はその家族をいう。以下同じ。）又は入院患者等（入院患者又はその家族をいう。以下同じ。）からの苦情に対応する窓口等の状況
 - ホ 当該報告に係る介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項
 - ヘ 事業所等の介護サービスの提供内容に関する特色等
 - ト 利用者等、入所者等又は入院患者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等
 - チ その他介護サービスの種類に応じて必要な事項
- 五 当該報告に係る介護サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項
- 六 その他都道府県知事が必要と認める事項

介護サービス情報の公表事項② 【調査事項】（抄）

第一 介護サービスの内容に関する事項

- 一 介護サービスの提供開始時における利用者等、入所者等又は入院患者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者、入所者又は入院患者等の権利擁護等のために講じている措置
 - イ 共通事項（（３）については福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を、（４）については居宅介護支援を除く。）
 - （１） 介護サービスの提供開始時における利用者等、入所者等又は入院患者等に対する説明及び利用者等、入所者等又は入院患者等の同意の取得の状況
 - （２） 利用者等、入所者等又は入院患者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況
 - （３） 利用者、入所者又は入院患者の状態に応じた当該介護サービスに係る計画の作成及び利用者等、入所者等又は入院患者等の同意の取得の状況
 - （４） 利用者等、入所者等又は入院患者等に対する利用者、入所者又は入院患者が負担する利用料に関する説明の実施の状況
 - ロ～ニ （略）
- 二 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置
 - イ 共通事項
 - （１） 認知症の利用者、入所者又は入院患者に対する介護サービスの質の確保のための取組の状況
 - （２） 利用者、入所者又は入院患者のプライバシーの保護のための取組の状況
 - ロ～ワ （略）
- 三 相談、苦情等の対応のために講じている措置
 - 共通事項
 - 相談、苦情等の対応のための取組の状況
- 四 介護サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置
 - イ 共通事項（福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）
 - （１） 介護サービスの提供状況の把握のための取組の状況
 - （２） 介護サービスに係る計画等の見直しの実施の状況
 - ロ （略）

五 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携

イ 共通事項

((1) については訪問介護 (中略) に限る。)

(1) 介護支援専門員等との連携の状況

(2) 主治の医師等との連携の状況

(3) 地域包括支援センターとの連携の状況

ロ～ヌ (略)

第二 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項

一 適切な事業運営の確保のために講じている措置

共通事項

(1) 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況

(2) 計画的な事業運営のための取組の状況

(3) 事業運営の透明性の確保のための取組の状況

(4) 介護サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況

二 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置

共通事項 ((3) については、訪問介護 (中略) に限る。)

(1) 事業所又は施設における役割分担等の明確化のための取組の状況

(2) 介護サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況

(3) 従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況

三 安全管理及び衛生管理のために講じている措置

共通事項

安全管理及び衛生管理のための取組の状況

四 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置

共通事項

(1) 個人情報の保護の確保のための取組の状況

(2) 介護サービスの提供記録の開示の実施の状況

五 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置

共通事項

(1) 従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況

(2) 利用者等、入所者等又は入院患者等の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況

(3) 介護サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況

第三 都道府県知事が必要と認めた事項

社会福祉事業の評価に関する枠組み

○ 社会福祉事業については、社会福祉法により、サービスの質の評価を行うこと等により、良質かつ適切なサービスを提供する努力義務が課せられている。

◎ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)

(福祉サービスの質の向上のための措置等)

第七十八条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

保育所の自己評価に関する枠組み

- 保育所については、保育所保育指針により、保育の質の向上を図るため、保育所の保育内容等について自己評価を行い、その結果を公表する努力義務が課せられている。

◎ 保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)(抄)

第四章 保育の計画及び評価

2. 保育の内容の自己評価

(2) 保育所の自己評価

- ア 保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- イ 保育所の自己評価を行うに当たっては、次の事項に留意しなければならない。
 - (ア) 地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解を持って取り組むとともに、評価の結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等の改善を図ること。
 - (イ) 児童福祉施設最低基準第36条の趣旨を踏まえ、保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聴くことが望ましいこと。

「福祉サービス第三者評価事業」の概要

1. 福祉サービス第三者評価事業の趣旨・目的

○ 意義

事業者の提供するサービスの質を当事者以外の公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価する事業。

○ 目的

個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけること。また、福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること。

2. 福祉サービス第三者評価事業の推進方策

○ 指針の策定

福祉サービス第三者評価事業の普及・促進を図るため「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」を発出。（平成16年5月7日）

さらにガイドラインを元に、サービス分野別のガイドラインを検討し、順次通知として発出。

○ 推進体制

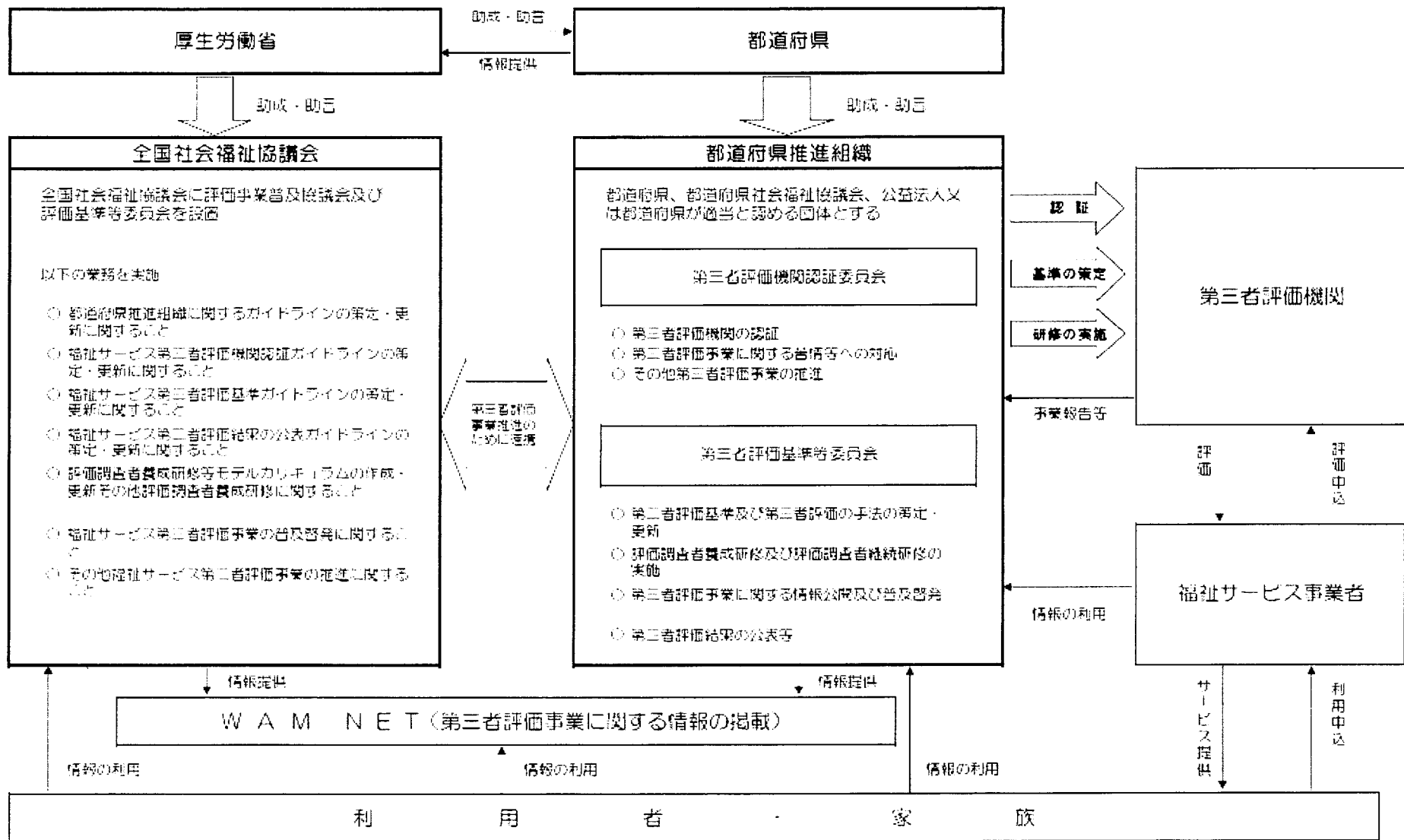
【全国の推進組織】

全国社会福祉協議会が、評価事業普及協議会・評価基準等委員会を設置し、福祉サービス第三者評価事業の推進及び都道府県推進組織に対する支援を行う。

【都道府県の推進組織】

都道府県推進組織が、第三者評価機関認証委員会・第三者評価基準等委員会を設置し、第三者評価機関の認証、第三者評価基準の策定、第三者評価基準結果の公表等を行う。

「福祉サービス第三者評価事業」の推進体制



「福祉サービス第三者評価事業」の 保育所における受審の状況

	受審件数			受審率		
	H17年度	H18年度	H19年度	H17年度	H18年度	H19年度
社会福祉施設等	1,766	2,155	3,048	1.87%	2.24%	3.17%
うち保育所	529	650	977	2.34%	2.86%	4.28%

※ 受審率について、各年10月1日時点の施設数を基に算出(平成19年度は集計中のため、平成18年度の施設数を使用。)

他の社会保障制度における第三者評価の例（介護の一部サービス）

小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護のサービス評価制度について

1 サービス評価制度

(1) サービス評価の義務づけ

小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護については、指定基準上、自己評価及び外部評価が義務づけられている。

① 自己評価

少なくとも年に1回は、都道府県の定める基準に基づいて、自らのサービスの質の評価【自己評価】を行い、その結果を公開する。初回の自己評価は、開設後、概ね6月以上経過後に実施する。

② 外部評価

自己評価と同様に少なくとも年に1回は、各都道府県が選定した評価機関が実施するサービス評価【外部評価】を受けその結果を公開する。

(参考) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

(平成18年厚生労働省令第34号)

(第72条第2項) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、常にその改善を図らなければならない。

(第97条第7項) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、常にその改善を図らなければならない。

(2) 評価結果の公表

自己評価及び外部評価の結果について、事業所の組織、建物、利用料、利用者数等とともに公表する。

(評価結果の公表方法)

- ・ 利用申し込みの際の重要事項説明書に添付
- ・ 事業所内での掲示
- ・ 入居者家族への送付
- ・ 市町村への提出
- ・ 運営推進会議での説明
- ・ インターネット(WAMNET)による公開

2 外部評価の概要

(1) 外部評価の意義

外部評価は、第三者による外部評価の結果と、自己評価の結果を対比し考察した上で、外部評価の結果を踏まえて総括的な評価を行う。これによって、サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図る。

(2) 頻度

原則、年1回

(3) 評価機関

公正中立な立場で評価を行うことができる機関として、都道府県が選定した法人(自ら評価対象の介護サービスを設置・運営していないこと等が要件)。全都道府県に評価機関が設置されており、平成19年12月末現在で295機関。

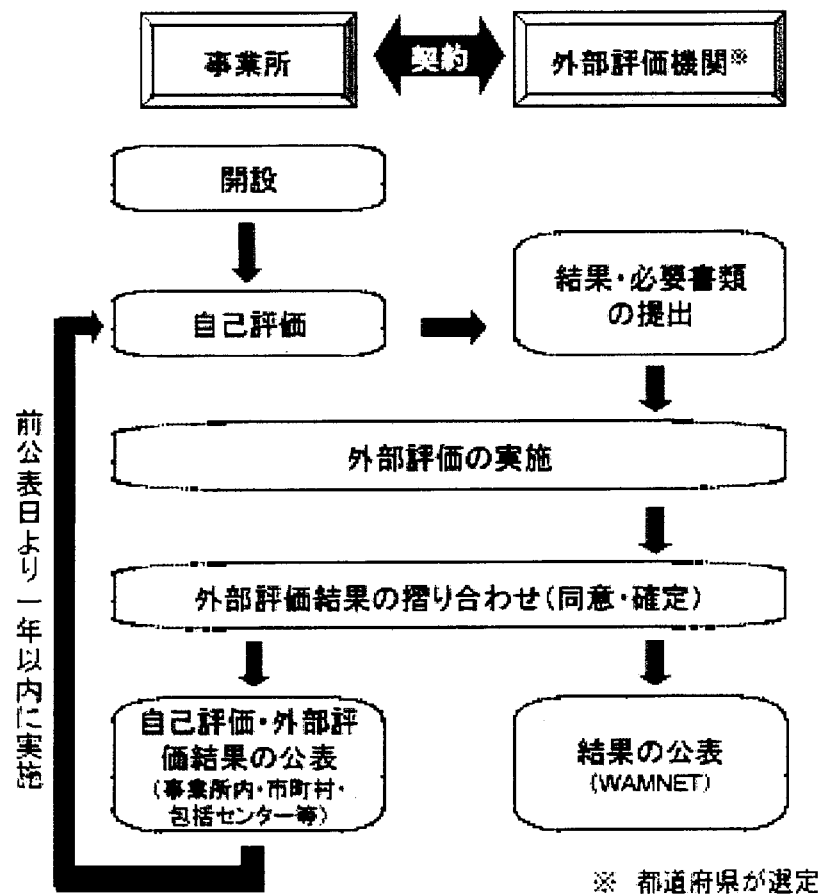
(4) 評価調査員

第三者としての客観的な立場から外部評価を行うことができる者であって、評価機関が実施する所定の研修(講義3日、実習1日)を修了した者。

(5) 評価項目(中項目)

理念の共有／地域との支えあい／理念を実践するための制度の理解と活用
／理念を実践するための体制／人材の育成と支援
／相談から利用に至るまでの関係づくりとその対応
／新たな関係づくりとこれまでの関係継続への支援／一人ひとりの把握
／本人がより良く暮らし続けるための介護計画の作成と見直し
／多機能性を活かした柔軟な支援
／本人がより良く暮らし続けるための地域資源との協働
／その人らしい暮らしの支援／その人らしい暮らしを支える生活環境づくり

小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護のサービス評価の流れ



※ 評価の頻度：前評価日より1年以内に実施及び公表
 (新規開設の場合、開設後概ね6ヶ月を経過した時点で自己評価を実施し、その後外部評価を実施)

検討の視点

○ 市町村においては、法で義務付けられている地域の子育て支援事業に関する情報提供の取組として、広報、パンフレット、ホームページ、マップ作成等に取り組んでいるが、乳児全戸家庭訪問事業や乳幼児健診、母親学級等の機会や、地域子育て支援拠点事業等を通じ、すべての子育て家庭に、早期に、市町村内の子育て支援の取組が概観できる解りやすい情報が着実に提供される取組を一層促していくことが重要ではないか。

○ また、その上で、子育て中の家庭が、地域の各種子育て支援事業に関する情報を、必要な時に、容易に入手できる環境整備について、子育て支援のコーディネート¹の仕組みの検討と併せ、進めていくべきではないか。

○ 利用者のより良い選択、情報の公表を通じたサービスの質の確保・向上等に向け、

・ 事業者自身による情報公表の仕組み

・ 公的主体が、事業者からの情報を集約し、一括して客観的に解りやすく情報提供する仕組み

の制度的な位置付けや内容をどう考えるか。

<制度として検討すべき内容>

実施主体／公的主体による情報集約の仕組み(事業者の報告義務等)／情報提供(公表)の方法／提供する情報の内容／対象とするサービスの範囲

※ 他の社会保障制度の例では、

・ 医療においては、事業者自身による公表に加え、事業者からの報告に基づき都道府県が情報を集約しインターネット等により情報提供

・ 介護においては、事業者自身による公表に加え、事業者からの報告に基づき都道府県（又は指定情報公表センター）が情報を集約（一定の情報については都道府県（又は指定調査機関）が調査）し、インターネット等により情報提供

※ また、対応可能なサービスの詳細（医療）や、従事者の勤務形態・労働時間や業務経験年数、サービスの質の確保のための取組や、従業者に対する計画的な研修等の実施状況（介護）など、サービス内容や質の向上に関する幅広い内容について、情報提供の対象としている。

○ 第三者評価については、個々の事業者が、サービス提供における問題点を把握し、質の向上を図っていくために重要な仕組みであり、また、評価結果の公表等により、利用者の適切なサービス選択に資するものとしても、一層の充実を図ることが望まれるが、保育所における第三者評価のあり方、受審の促進方策についてどう考えるか。

※ 他の社会保障制度の例では、医療・介護全般は特段、第三者評価の義務付けはなされていないが、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)及び小規模多機能型居宅介護(いずれも認知症の要介護者を対象)については自己評価・外部評価が義務づけられている。

※ また、医療・介護では、情報提供(情報公表)が義務づけられる項目の一つとして、第三者評価の受審の有無が位置づけられている。

これまでの議論の項目と 保育サービス全体について

少子化対策特別部会における 保育サービスの提供の新しい仕組みに関するこれまでの議論について (議論の項目)

《検討に際しての前提》

- すべての子どもの健やかな育ちの支援(所得等によって発達保障が左右されない仕組み)
- 保護者の利便性等の視点だけでなく、子どもの健全な発達保障の視点
- 保育サービスの提供者と保護者の関係の相互性
- 地域の保育機能の維持・向上の必要性
- 保育サービスの地域性
- 新しい仕組みの導入には、「量」の保障と「財源の確保」が不可欠

1 制度改革の検討が必要となっている背景について(議論の項目)

- 女性の就業率上昇や働き方の多様化等の変化への対応の必要性
- 就労支援の役割に対する期待の高まり、多くの家庭が利用するサービスとなってきたことへの対応の必要性
- 保育サービスの利用保障や公的責任の強化の必要性
- 働き方の多様化等を踏まえ利用者視点にたった仕組みとする必要性、選択性の向上
- 保育所と利用者が向き合いながら、質の向上を促す仕組みの要請
- すべての子育て家庭への支援の必要性
- 地域の保育機能維持の必要性
- 多額の公費投入を受ける制度としての透明性・客観性・効率性・公的役割の明確化の要請
- その他

(参考)

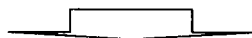
こうした議論の出発点 ～『「子どもと家族を応援する日本」重点戦略』における議論～

急速な少子化の背景

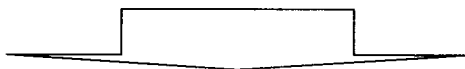
- ー 国民が希望する結婚・出産・子育てが実現できないでいる現状
- とりわけ女性にとって、「就労」と「出産・子育て」が二者択一になっている状況
- … この状況が続けば、国民が希望を持つことさえ難しくなるおそれ



子育ての困難さの解消を図り、すべての子どもの健やかな育ちを支える必要



「働き方の改革による仕事と生活の調和の実現」と「仕事と子育ての両立・家庭の子育てを包括的に支援するサービス基盤の構築」の2つを「車の両輪」として進める必要



子どもと親を取り巻く社会環境が大きく変化した今日において、子育て支援サービスの中核を担う現在の保育制度が、国民にとって欠かせないサービスとして、社会環境の変化に十分に対応した機能を果たせるようにするための見直しが必要。

2 保育サービスの必要性の判断基準(議論の項目)

- 女性の労働市場参加の進展、働き方の多様化等、近年の諸課題への対応
 - ・ 就労時間帯を問わない保障の方向性
 - ・ 就労量に応じた保障の方向性
 - ・ 求職中の取扱い

- 利用者の必要量に応じたサービス量の認定の仕組みの必要性・保障すべき上限量

- 同居親族要件のあり方

- 専業主婦を含めたすべての子育て家庭への支援の必要性と内容

- 国による最低限保障されるべき範囲の明確化と、その上での地域の実情に応じた対応を可能とする仕組み
 - ・ 地域の供給基盤に応じて判断基準を決められる現行の仕組みの課題
 - ・ 母子家庭・父子家庭・虐待ケースなど特に保障の必要性の高い子どもの利用保障

- 必要性が高い子どもの利用確保のための仕組み(事業者による選別が起こらない仕組み)

- その他

3 利用方式のあり方を中心とする保育サービスの提供の仕組みについて(議論の項目)

- 現行の市町村の保育実施義務の例外規定の課題、サービス・給付の保障の強化の仕組み
- 必要性が高い子どもの利用確保のための仕組み(事業者による選別が起こらない仕組み) (再掲)
- サービスの必要性・必要量の判断と受入保育所の決定が一体的に実施されている現行の仕組みの課題
- サービス提供基盤の整備責任の明確化
- 認可基準など一定の基準によるサービスの質の確保の仕組みの必要性
- 保育所と利用者の当事者間でサービスの向上等に取り組むことを促す仕組み
- 利用者の手続負担や保育所の事務負担に対する配慮
- 所得にかかわらず一定の質の保育サービスを保障するための公定価格の必要性
- 給付費の支払い方式
- 利用者負担の徴収方法
- その他

4 多様な提供主体の参入について(議論の項目)

- 保育所認可に裁量性が認められ、基盤整備に抑制的働くことの課題
- 必要な客観基準を満たしたサービスを給付対象とすることについて
- 地域の保育機能維持のための視点
- 株式会社・NPO法人等に対する初期投資費用(施設整備費用)に係る課題
- 運営費の使途範囲制限、会計基準の適用に係る課題
- 多様な提供主体の参入や量の抜本的拡充に際しての「質」の担保・指導監督
- その他

5 保育サービスの質(1) (議論の項目)

- 保育内容や保育環境等についての科学的・実証的な調査・研究により継続的な検証を行っていく仕組みの構築
- 最低限の保育の質を保障しつつ、地方公共団体やサービス提供者の創意工夫等が発揮しやすい最低基準のあり方
- 保育所職員の配置基準のあり方
- 保育士の養成・研修のあり方
- 保育士の労働条件の整備・改善
- 都道府県の指導監督や第三者評価のあり方
- その他

6 保育サービスの質(2)(認可外保育施設の質の向上) (議論の項目)

- 認可外保育施設の認可基準到達に向けた質の向上の支援強化
- 待機児童が解消できていない中での、認可保育所の入所の可否による質の保障・公費投入の公平性の課題
- 認可保育所で対応しづらい夜間保育など多様なニーズへ対応するサービスとしての位置付け・質の確保
- 待機児童の多い都市部に着目した面積基準・保育士資格要件の緩和の問題点
- 定員要件のあり方(小規模なサービス形態)
- 保育士資格要件の必要性
- 認可外保育施設の保育従事者についての業務に従事しながらの資格取得を含めた質の向上
- 認可化移行やサービス量拡充を進めたとしてもなお、給付対象サービスのみでは、需要を満たし得ない地域の取扱い
- その他

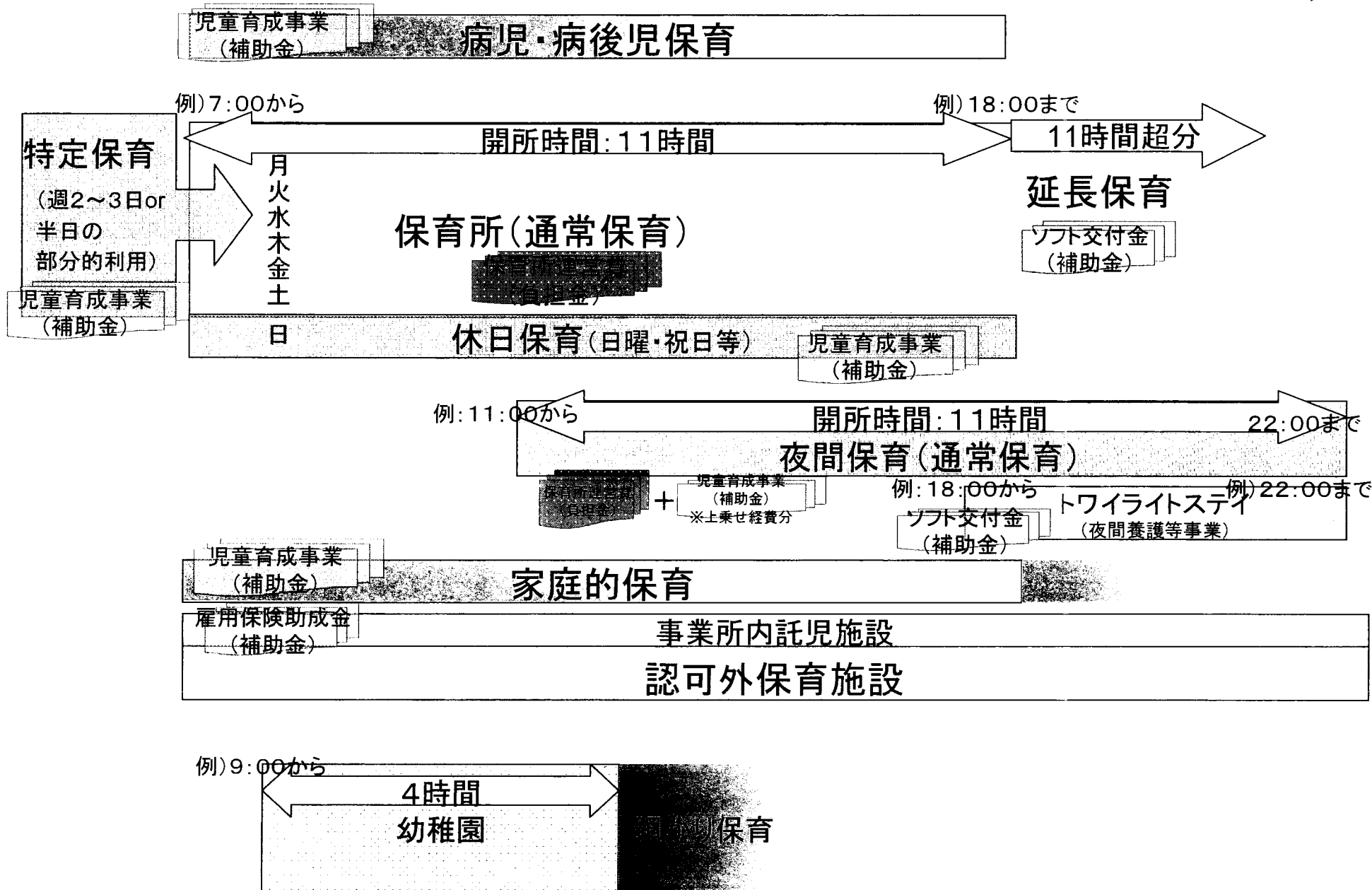
7 すべての子育て家庭に対する支援の仕組みについて（議論の項目）

- 現行制度では市町村の努力義務にとどまっている各種子育て支援事業の制度上の位置付けの強化
- 一時預かりの保障の充実(とりわけ3才未満児)や、市町村の実施責任の位置付け、サービス利用(提供)方式、給付(補助)方式、財政的支援の仕組みのあり方
- 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援家庭訪問事業・地域子育て支援拠点事業の取組の促進方策
- その他多様な子育て支援事業についての財政支援のあり方
- 各種子育て支援事業の量の拡充に向けた担い手の育成、質の向上に向けた研修やバックアップ支援の取組の強化方策
- 親の子育てを支援するコーディネータ的機能に関する仕組み
- 地域全体がかかわっていけるような子育て支援、子育て支援関係者のネットワーク化、親自身がやがて支援者に回れるような循環を生み出せる地域の構築といった取組の強化方策

保育サービスの全体像

時間軸: (早朝)

(深夜)



多様な保育の取組の現状

《事業名》	《事業内容》	《19年度実績》	《地域における箇所数》
認可保育所	日中就労等している保護者に代わって、保育に欠ける乳幼児を保育する施設(原則として、開所時間11時間、保育時間8時間、開所日数約300日)	保育所数:22,909箇所 利用児童数:202万人 (平成20年4月1日現在)	◆ 1小学校区当たり1.03か所
延長保育事業	11時間の開所時間を超えて保育を行う事業	15,076箇所 (平成19年度交付決定ベース)	◆ 認可保育所の65.8%
休日保育事業	日曜・祝日等の保育を行う事業 (※年間を通じて開所する保育所が実施)	875箇所 (平成19年度交付決定ベース)	◆ 認可保育所の3.8% ◆ 1市区町村当たり0.48か所
夜間保育事業	22時頃までの夜間保育を行う事業 (※開所時間は概ね11時間)	74か所 (平成20年3月31日現在)	◆ 認可保育所の0.32% ◆ 1市区町村当たり0.04か所
特定保育事業	週2~3日程度又は午前か午後のみ、必要に応じて柔軟に保育を行う事業	927か所 (H19年度交付決定ベース)	◆ 認可保育所の4.0% ◆ 1市区町村当たり0.51か所
病児・病後児保育事業	《病児対応型》病院・保育所等の付設の専用スペースで、看護師等が地域の病児を一時的に預かる事業 《病後児対応型》病院・保育所等の付設の専用スペースで、地域の病後児を一時的に預かる事業 《体調不良児型》保育所において、体調不良となった児童を一時的に預かる事業	745箇所 (H19年度交付決定ベース)	◆ 認可保育所利用児童2,714人当たり1か所 ◆ 1市区町村当たり0.41か所
家庭的保育事業	保育に欠ける乳幼児について、保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者の居宅等において、保育所と連携しながら、少数の主に3歳未満児を保育するもの	家庭的保育者数:99人 利用児童数:331人 (H19年度交付決定ベース)	◆ 1市区町村当たり家庭的保育者0.05人

注:市区町村の総数は1,827(平成19年4月1日現在)。小学校区としての国公立小学校数は22,270(文部科学省「平成20年度学校基本調査(速報)」(平成20年5月1日現在)。

検討の視点

◆ 延長保育関係

- 仮に、就労時間帯を問わず就労量に応じた利用を保障する場合、利用者の必要量に応じて保障するサービス量を認定する仕組みが必要ではないか。

また、長時間労働など働き方の見直しも同時に進められるべきであることも踏まえ、保障すべき上限量についてどのように考えるべきか。【一部再掲(第12回(9/30)の検討の視点)】

- 保障すべき上限量を超えた利用について、働き方の見直しが進められるべきである一方で、現にやむを得ず長時間労働せざるを得ない親がいることも踏まえ、どう考えるか。(完全に全額利用者負担であるべきか、保障すべき上限量の範囲内よりも、利用者負担の割合を高めた上で、一定の支援を行うべきか等。)

◆ 休日保育・夜間保育・特定保育関係

- 現行制度は、開所日数(日曜・祝日以外の週6日)・開所時間(11時間)に着目して保育サービスを区分し、これらの通常の開所日数・開所時間では対応できない特別の需要として、休日保育や夜間保育等を位置付けた上で、

- ・ 市町村自らこれら事業を実施した場合

又は、

- ・ 市町村が認可保育所における事業実施を助成した場合

を国庫補助の対象とし、市町村による実施又は助成の判断を経て、保護者にサービスが利用される仕組みとなっているが、今後、就労時間帯を問わず就労量に応じた利用を保障し、利用者の必要量に応じて保障するサービス量を認定する仕組みとすることにより、連続的にサービス保障しやすい仕組みとなるのではないか。

◆ 休日保育・夜間保育・特定保育関係(続き)

- 一方で、休日保育や夜間保育は、利用者が限られ需要が分散しているため、市町村に対する計画的な基盤整備の仕組みを併せて検討する必要があるのではないか。

◆ 病児・病後児保育関係

- 病児・病後児保育については、200万人を超えるすべての保育所利用児童に利用可能性があるサービスであるにもかかわらず、実施箇所数が著しく少ない。働き方の見直しにより、子の看護のために仕事を休むことが当たり前になる社会を目指すべき一方で、現に欠勤することが困難な状況にある親もあり、その実施箇所数の拡充は不可欠な課題であるが、安定した利用が見込める他サービスと異なり、利用者数の変動が大きく、運営が安定し難い特質を持っている。

こうした特質も踏まえ、実績を評価しつつ安定的運営も配慮した補助のあり方や促進方策をどう考えるか。

※社会保障国民会議第3分科会中間とりまとめ(平成20年6月) 別紙(抜粋)

背景

- 病児・病後児保育サービスが不足している。
- 看護休暇を取ることが難しい。

解決の方向性

- 国・地方を通じた必要な財源を確保し、サービスの質・量の抜本的拡充を図る。
- 体調不良児への対応等の充実を図るため、看護師等の専門的職員の確保、実績も評価した補助に努める。
- ファミリーサポートセンターと緊急サポートネットワーク事業の機能を見直し緊急サポート機能を拡充。
- 使いやすい看護休暇制度の検討。

參考資料

延長保育事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

11時間の開所時間を超えて保育を行う事業

② 実施状況

・実施箇所数:15,076箇所(H19年度交付決定ベース)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※設置主体(保育所)及び市町村の判断)

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

② 施設整備補助

(※通常保育の時間延長部分であるため、独自の施設整備補助の仕組みはない。)

(4) 事業開始規制等

通常保育の時間延長部分であるため、独自の事業開始規制等はない。
(7)による補助の対象となるか否かは市町村の裁量による。

(5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ

利用申込みは、市町村又は直接保育所に対して行う。

(※通常保育の時間延長部分であるため、サービスの必要性に係る独自の判断はない。)

③ 利用料

特に定められていない。(※各市町村又は各保育所において設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

延長時間帯を通じて、常時2人以上の保育士を配置。

(7) 費用負担

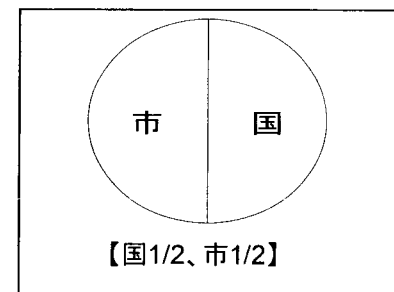
① 運営主体に対する支払い

各市町村が補助額等を決定。(※次世代育成支援対策交付金(いわゆる「ソフト交付金」)として、国が予算の範囲内において、各市町村に対し、他の事業分と併せて包括的に国庫補助相当額を交付し、市町村が、交付金と自らの負担分を併せて、それぞれの補助対象事業の実施主体に対する補助を実施。)

② 費用負担

右記の割合で公費負担。

(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)



③ 費用額

公費負担総額: 次世代育成支援対策交付金(約750億円(H20予算ベース))の内数

休日・夜間保育事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

休日保育：日曜・祝日等の保育を行う事業（※年間を通じて開所する保育所が実施）

夜間保育：22時頃までの夜間保育を行う事業（※開所時間は概ね11時間）

② 実施状況

《実施箇所数》 休日保育：875箇所、 夜間保育：74箇所（H19年度交付決定ベース）

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。（※設置主体（保育所）及び市町村の判断）

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間（5年間）の取組を記載

② 施設整備補助

（※保育所等での提供が前提のため独自の施設整備補助の仕組みはない。）

(4) 事業開始規制等

保育所による提供又は市町村による公共施設での提供が前提のため、独自の事業開始規制等はない。

(7)による補助の対象となるか否かは市町村の裁量による。

(5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ

休日・夜間において保護者が労働することを常態としている等の「保育に欠ける」児童

③ 利用料

《休日保育》 特に定められていない。(※各市町村又は各保育所において設定。)

《夜間保育》 通常保育と同様。(=各市町村が保育料を設定、国は国と市町村の間の精算基準として徴収金基準額を設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

休日保育事業:対象児童数の多さ等に応じた保育士の配置とすること。(最低2人以上)

夜間保育事業:保育所と同様。

(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

《国庫補助単価》

休日保育:63~220.5万円(利用児童数に応じた実績払い)

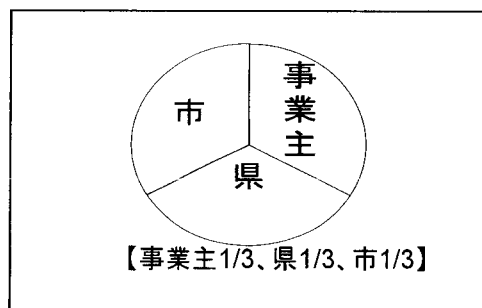
夜間保育:150万円 (注)保育所としての運営費とは別途、夜間保育に必要な光熱水費、設備費等に対する上乗せ補助

(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

② 費用負担

右記の割合で公費負担。

(※予算の範囲内で補助する経費)



③ 費用額

《費用額(全体)》 休日保育:約29.2億円/夜間保育:約1億2千万円 (H19年度予算ベース)

《公費負担総額》 休日保育:約14.6億円/夜間保育:約1億2千万円 (H19年度予算ベース)※残余は利用者負担

特定保育事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

週2～3日程度又は午前か午後のみ、必要に応じて柔軟に保育サービスを提供する事業

② 実施状況

《実施箇所数》 927箇所（H19年度交付決定ベース）

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。（※市町村の判断（児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り。））

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

② 施設整備補助

保育所の施設整備の際に、併せて特定保育事業のための保育室等を整備する場合には、施設整備補助あり。

(4) 事業開始規制等

保育所による提供又は市町村による提供が前提のため、独自の事業開始規制等はない。
(7)による補助の対象となるか否かは市町村の裁量による。

(5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ

市町村が定めた事由により、一定程度(概ね月64時間以上)の日時について、保護者・同居親族等が保育できないと認められる就学前児童について、保護者からの市町村又は保育所に対する申込みによりサービス提供。

③ 利用料

特に定められていない。(※各市町村又は各保育所において設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

保育所に準じる。(保育所以外の公共的施設で実施する場合は、保育士を最低2人以上配置。)

(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

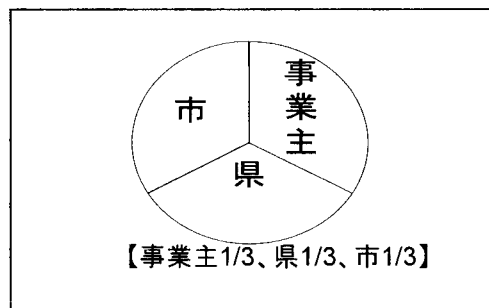
《国庫補助単価》 27～513万円(利用児童数に応じた実績払い)

(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

② 費用負担

右記の割合で公費負担。

(※予算の範囲内で補助する経費)



③ 費用額

《費用額(全体)》 約58億円 (H19年度予算ベース)

《公費負担総額》 約29億円 ※残余は利用者負担

家庭的保育事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

保育に欠ける乳幼児について、保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者の居宅等において、保育所と連携しながら、少数の主に3歳未満児を保育するもの(※今回の児童福祉法等改正により、市町村を実施主体とするとともに、保育士又は看護師以外の者も担い手となり得るようにする方向で検討中)。

② 実施状況

《実施箇所数》 家庭的保育者数:99人 (H19年度交付決定ベース)

《利用者数》 利用児童数:331人 (H19年度交付決定ベース) ※H20年度予算で利用児童数を2,500人へ拡大

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断)

(※今回の児童福祉法等改正により、保育所の補完的役割として位置付け。)

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

今回の児童福祉法等改正により、市町村が地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載し、また、国において、市町村が認可保育所と併せた保育サービスの整備目標量を定めるに際しての参酌標準を提示する旨規定。

② 施設整備補助

特になし

(4) 事業開始規制等

(7)による補助を受けるためには、市町村より家庭的保育事業の委託を受けることが必要。

(※今回の児童福祉法等改正により、実施主体が市町村とされ、市町村による都道府県知事への届出を規定)

(5) サービス利用の仕組み

① サービスの必要性の判断

「保育に欠ける」児童

② サービス利用の流れ／③ 利用料

特に定められていない。(※各市町村において設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

保育士又は看護師の資格を有する者1人に対し、就学前児童3人以下(別途補助者を雇用する場合は5人以下)
(※今回の児童福祉法等改正により、保育士又は看護師以外の者も担い手となり得るようにする方向で検討中)

※ なお、必要に応じて連携保育所の下に、家庭的保育者に対する巡回指導や相談等を行う専任職員(家庭的保育支援者)を配置

(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

《国庫補助単価》家庭的保育者:54,300円(児童1人当たり月額)

家庭的保育支援者:約470万円(年額)

連携保育所又は実施保育所:180万円(家庭的保育者10人を支援する場合)(年額)

(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

② 費用負担

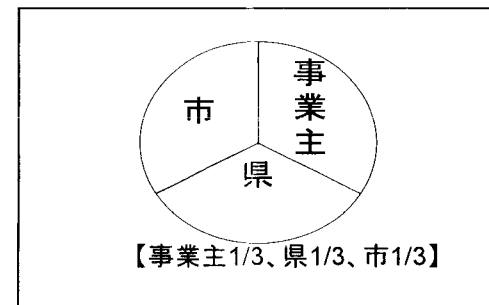
右記の割合で公費負担。

(※予算の範囲内で補助する経費)

③ 費用額

《費用額(全体)》約38億円 (H20年度予算ベース)

《公費負担総額》約22億円 (H20年度予算ベース) ※残余は利用者負担



病児・病後児保育事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

- 《病児対応型》 病院・保育所等の付設の専用スペースで、看護師等が地域の病児を一時的に預かる事業
- 《病後児対応型》 病院・保育所等の付設の専用スペースで、地域の病後児を一時的に預かる事業
- 《体調不良児型》 保育所において、体調不良となった児童を一時的に預かる事業

② 実施状況

《実施箇所数》 745箇所 (H19年度交付決定ベース)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

② 施設整備補助

- 次世代育成支援対策施設整備交付金(保育所付設の場合)
- 医療提供体制施設整備交付金(病院付設の場合)

(4) 事業開始規制等

(7)による補助を受けるためには、市町村より病児・病後児保育事業の指定を受けることが必要。

(5) サービス利用の仕組み

① サービスの必要性の判断

《病児対応型》《病後児対応型》 保育サービス(認可外保育施設も含む)を利用中の児童等
《体調不良児型》 当該保育所の児童

② サービス利用の流れ

医療機関以外の実施施設の場合は、保護者が病児の症状、処方内容等を記載した連絡票(診察した医師が入院不要である旨を署名したもの)により、病児の状態を確認した上で、受入れを決定。

③ 利用料

特に定められていない。(※各市町村において設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

《病児対応型》《病後児対応型》 看護師等1名以上、保育士2名以上(定員4人以上の場合)
《体調不良児型》 看護師等1名以上

○ 医療機関との連携体制

緊急時に児童の受入れを依頼する協力医療機関、日常の医療面での指導・助言を行う指導医をあらかじめ選定。

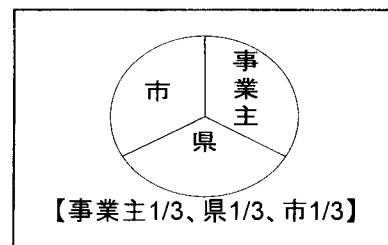
(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

《国庫補助単価》 病児対応型848万円(定員4人以上の場合)／病後児対応型679万円(定員4人以上の場合)
体調不良児型441万円 (※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

② 費用負担

右記の割合で公費負担。
(※予算の範囲内で補助する経費)



③ 費用額

《費用額(全体)》 約139億円 (H20年度予算ベース)
《公費負担総額》 約81億円 (H20年度予算ベース) ※残余は利用者負担